

令和6年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和6年9月18日（水曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時50分 散会

○出席委員（27名）

委員長	25番	佐藤哲	委員	副委員長	19番	外崎勝康	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		11番	坂本崇	委員
	12番	齋藤豪	委員		13番	蛭名正樹	委員
	14番	畑山聡	委員		15番	石山敬	委員
	16番	木村隆洋	委員		17番	千葉浩規	委員
	18番	野村太郎	委員		20番	尾崎寿一	委員
	21番	蒔苗博英	委員		22番	松橋武史	委員
	23番	石岡千鶴子	委員		24番	三上秋雄	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	堀川慎一
財務部長	奈良道明	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋元哲	健康子ども部長	佐伯尚幸
農林部長	森岡欽吾	商工部長	中村工
観光部長	神雅昭	建設部長	木村和彦
都市整備部長	小山内孝紀	会計管理者	菅野昌子
上下水道部長	小野敦弘	教育部長	成田正彦
選挙管理委員会事務局長	岩崎文彦	企画課長	白戸麻紀子
企画課参事	櫻庭智之	企画課長補佐	土岐博志
広聴広報課長	佐々木幸生	広聴広報課長補佐	葛西砂織

健康づくりのまちなか 拠点整備推進室長	青 山 洋 蔵	人 事 課 長	福 士 太 郎
防 災 課 長	一 戸 拓 利	情報システム課長	羽 場 隆 文
情報システム課長補佐	木 村 幸 生	財 政 課 長	種 市 穂
管 財 課 長	太 田 泰 輔	市 民 税 課 長	村 元 広 美
資 産 税 課 長	田 中 知 巳	収 納 課 長	中 田 和 人
市 民 協 働 課 長	土 岐 康 之	市民協働課長補佐	齊 藤 弘 行
市民協働課総括主幹	山 崎 幾 子	市 民 課 長	長 利 博 子
環 境 課 長	葛 西 正 樹	福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
障がい福祉課長	成 田 亜 弘	生活福祉課長	間 山 博 樹
介護福祉課長	工 藤 信 康	介護福祉課長補佐	伴 英 憲
こども家庭課長	清 野 悟	こども家庭課参事	村 田 善 彦
国 保 年 金 課 長	相 馬 延 承	農 政 課 長	澁 谷 明 伸
農村整備課長	小 倉 洋 幸	商 工 労 政 課 長	福 士 智 広
産業育成課長	太 田 尚 亨	文 化 振 興 課 長	菊 地 謙 太 郎
道路維持課長	柴 田 義 博	地 域 交 通 課 長	羽 賀 克 順
岩木総合支所長	野 呂 智 子	岩木総合支所民生課長	村 上 輝 光
相馬総合支所長	佐々木 章 夫	相馬総合支所総務課長補佐	田 澤 千 佳
相馬総合支所民生課長	熊 谷 克 仁	会 計 課 長	柳 田 尚 美
上下水道部総務課長	中 村 洋 幸	学 校 整 備 課 長	高 山 知 己
学校指導課長	工 藤 利 彦	文 化 財 課 長	石 岡 博 之
選挙管理委員会事務局次長	笹 広 人		

○出席事務局職員

事 務 局 長	西 谷 慎 吾	次 長	竹 内 孝 行
次 長 補 佐	高 屋 憲	主 幹 兼 議 事 係 長	蝦 名 良 平
主 査	附 田 準 悦	主 事	外 崎 容 史
主 事	田 村 宣 樹	主 事	飯 田 大 空

午前10時00分 開会

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託

された議案は、議案第68号から第78号までの以上11件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち委員の方をお願いいたします。審査される方は、質疑する款項目かページを申し添

えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第68号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長(奈良 道明) 議案第68号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に13億7147万8000円を追加し、補正後の額を883億873万6000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、埋立処分場第2次水処理施設改築更新事業に係る変更1件であります。

繰越明許費の補正は、個別避難計画作成推進事業などに係る追加4件であります。

債務負担行為の補正は、ウイルス対策ソフトウェアライセンス使用料に係る追加1件であります。

地方債の補正は、斎場整備事業に係る追加1件、旧ひまわり荘解体事業などに係る変更7件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の4億3894万1000円は、公共施設照明LED化調査業務委託料を計上するほか、財政調整基金積立金を追加するものであります。

11目諸費の1億8187万円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の819万4000円

は、戸籍システム標準化移行対応業務委託料及びリモート回線導入業務委託料を計上するものであります。

13ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の834万3000円は、個別避難計画作成推進業務委託料及び支援業務委託料を計上するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の5億211万8000円は、一時預かり事業費補助金、延長保育事業費補助金、障がい児保育事業費補助金及び子ども未来基金積立金を追加するものであります。

4目児童福祉施設費の1347万5000円は、旧ひまわり荘解体工事を追加するものであります。

5目児童健全育成費の520万6000円は、なかよし会に係る施設管理等業務委託料を追加するほか、冷暖房設備整備工事及びインターホン移設工事を計上するものであります。

14ページを御覧ください。

3項生活保護費1目生活保護総務費の409万円は、生活保護システム改修業務委託料を計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費9目斎場費の1004万3000円は、長寿命化改修に係る設計等業務委託料を計上するものであります。

2項清掃費2目じん芥処理費の2743万4000円は、埋立処分場第2次水処理施設改築更新工事を追加するものであります。

15ページを御覧ください。

5款労働費1項労働諸費1目労政費の920万円は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金及びUターン就職等支援金を追加するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の8万8000円は、新市場開拓用米新規拡大支援事業費補助金を計上するものであります。

5目農地費の4927万5000円は、県営鬼沢地区通

作条件整備事業に係る経費を追加するほか、県営平川第二頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業負担金を計上するものであります。

16ページを御覧ください。

7款1項商工費2目商工振興費の792万円は、企業立地戦略プラン策定等業務委託料を計上するものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の2999万円は、道路維持等業務委託料及び除排雪車両購入費を追加するものであります。

9款1項消防費2目非常備消防費の1690万7000円は、消防団員退職報奨金を追加するものであります。

3目消防施設費の670万円は、消火栓整備工事を追加するものであります。

17ページを御覧ください。

10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の68万6000円は、学校と保護者間の連絡手段をデジタル化するための費用を計上するものであります。

4目教育センター費の2970万円は、プロジェクト配備等業務委託料を計上するものであります。

18ページにかけての4項社会教育費2目文化財保護費の2129万8000円は、旧弘前偕行社管理費を計上するとともに、東照宮管理費及び旧第五十九銀行本店本館耐震診断業務委託料を追加するほか、旧第五十九銀行本店本館耐震診断技術指導業務委託料を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、7ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入及び23款市債を計上するとともに、一般財源として12款地方交付税及び21款繰越金を追加するほか、20款財政調整基金繰入金の追加3199万9000円をもって全体予算の調整を図るものであ

ります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、2款1項3目公共施設照明LED化調査業務委託料についてお伺いいたします。

本年2月にゼロカーボンシティを表明されたのと、2027年——令和9年には全ての一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入の廃止が決まっていることを踏まえてと、さらには二酸化炭素排出量の削減、また光熱費等を減らす上で最も重要な事業だと認識しております。

そこで、まず調査の概要と、調査の対象となる施設数と種類をお聞かせください。

◎管財課長（太田 泰輔） ただいまの質疑に対してでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、令和9年末までに、まず蛍光灯の製造と輸出入が禁止されるということが前提にございます。

また、当市においてはゼロカーボンシティ宣言を行っておりまして、脱炭素化を図っていくということで、その中の行動内容といたしましても、LEDの照明の導入促進ということを通して、脱炭素化に向けて取組を進めていくということになってございますので、できる限り、やはり早期に公共施設の照明施設をLED化することが求められていると考えております。

LED化を推進することで、二酸化炭素の排出量削減を図るとともに、光熱水費の維持管理等の削減を図ることが可能となりますので、この調査を基に、複数の公共施設の照明LED化を今後一括で進めていきたいと考えておるところでございます。

照明LED化に当たりましては、照明の設置数及び配置の確認が必要であることから、対象施設

の既存照明設備の個数、配置等を現況調査により確認するとともに、照明の台帳、配置図等の資料作成を行うため、調査を行うものでございます。

また、LED照明の導入は、他の自治体の事例で見ますと、リースによるもの、包括管理業務委託によるもの、ESCO事業によるものなど、様々な手法で実施されておりますので、調査に合わせまして、各導入方法に係るコスト等の比較を委託の内容として盛り込むことで、最も効果的にLED照明を導入する手法を選定するための検討に、その内容を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、対象となる施設数及び種類というところでございますけれども、調査対象施設につきましては、既にLED化が済んでいる施設や将来的な改修計画がある施設及び解体予定の施設など、LED化の必要がない、または低い施設を除く施設を全て対象予定とすることとしておりまして、今現在で確認しているところでは、390施設程度になるものと考えております。

また、調査対象施設の例といたしましては、390施設の中での例示になりますけれども、小中学校や交流センター、消防屯所などが調査予定として考えてございます。

また、LED化の種類のところでございますけれども、照明器具はいっぱいございますので、例えば蛍光灯、白熱電球など様々ございますので、今回の場合は、390施設程度と対象施設も多いということもございますので、そちらを専門的な業者のほうに委託して、委託を実施するものでございまして、調査によって得られた事業効果等を判断した上で、順次、施設の照明LED化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

◎3番（志村 洋子委員） これまでにもLED化している施設があるということですので、過去

の実績をお聞かせください。

また、これまでもLED化する際に同様の調査を行ってきたのかもお願いします。

◎管財課長（太田 泰輔） 既に照明LED化をした施設数でございますけれども、51施設となっております。

例示で申し上げますと、本庁舎、ヒロロスクエア、弘前文化センターなど様々で、51施設となっております。

また、過去の照明のLED化に当たりましては、設計業務を行った上でLED照明を設置しておりますけれども、今回、補正予算に計上する調査業務につきましては、設計業務に代わるものとして実施する予定でございます。

以上です。

◎3番（志村 洋子委員） これは大いに期待できる事業だと思いますので、ぜひ市民への見える化をお願いしたいと思います。

最後に、今回予定している施設全てをLED化すると総事業費は幾らになるかお聞きして終わります。

◎管財課長（太田 泰輔） 総事業費のほうでございますけれども、他の自治体を参考にした試算ではございますけれども、LED化に係る事業費を1平米当たり5,360円と想定した場合、当市でLED化する施設の延べ面積、約53万4000平米に当てはめますと、約29億円程度になるものと考えてございます。

なお、試算の参考にした自治体と当市では、施設の種類、構成が異なっており、また照明設備の数、LED化の事業手法によって、実際の導入費用は試算額から大きく変わる可能性がございます。

いずれにいたしましても、導入費用は高額になることが、まず想定はされてございます。LED化に当たりましては、支出の平準化等の適正な事

8年度中の完成とするよう強く要望されたことから、用地買収等に係る事務についても早期の完了が必要になったことを受け、このため、今回の補正に至ったものでございます。

◎道路維持課長（柴田 義博） まず、道路の穴や破損についての市民からの要望件数でございますが、市民から寄せられる道路の穴や破損などの要望件数につきましては、令和5年で436件、令和6年度につきましては、8月末で211件が寄せられております。

また、通報などがあった場合の対応方法ですが、市民より道路の穴などにつきましての要望があった場合、簡易な穴などの破損につきましては、その場で市の直営で補修いたします。

また、破損の規模が大きい場合、また、数が多い場合、市直営で対応できない場合につきましては、速やかに業務委託受注者にて補修をしているというところでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

8款2項2目のところを最後に質疑したいのですけれども、今、寄せられている件数というのが大変多い印象を受けました。

実際、舗装の、穴の補修等々、やり方というか、具体的に、どういうふうにやるものなのかというのがちょっと分からないので、その辺の確認と、あと寄せられている件数に対してどのくらい対応、全部できているものなのか、ちょっとそこだけ最後、確認をお願いします。

◎道路維持課長（柴田 義博） まず、補修方法ですが、簡易な穴の補修につきましては、携帯可能な袋詰めされているような常温合材というのがございます。車につけておりますので、市の直営で補修にすぐ対応すると。

規模の大きい場合、数が多い場合につきましては、後ほど、委託業者、あるいは市の直営におい

て、加熱合材というもので補修をしております。

実際の処理の対応なのですが、舗装自体というのはちょっとないのですが、昨年度、まず市民からの要望というのが1,433件ございました。そのうち、実際に処理が必要なもの、あるいは必要がないものとございまして、道路維持課のほうで直接処理したものに関しては815件ございまして、委託業者のほうで処理したものは167件ということになっております。

◎4番（三浦 行委員） 2項目、質疑します。

6款1項3目、新市場開拓用米新規拡大支援事業費補助金について、概要をお伺いします。

それから、3款2項5目、放課後児童健全育成事業追加について、概要をお伺いします。

◎農政課長（澁谷 明伸） 新市場開拓用米新規拡大支援事業費補助金の概要についてお答えいたします。

こちらは県の単独事業でございまして、輸出用米の生産を拡大する農業者に対しまして、10アール当たり5,000円を交付するものでございます。

今年度、弘前市内では輸出用米を生産されている農家が3名いらっしゃいますが、そのうちの1名の方が昨年度から約170アール面積を拡大するということで、それに係る補助を、県から市、市から農業再生協議会、そして農業再生協議会のほうから生産者のほうへ交付する補助事業となっております。

◎こども家庭課長（清野 悟） 放課後児童健全育成事業に関してですが、放課後健全育成事業の事業概要について説明いたします。

保護者の就労等により、放課後や学校休業日に適切な保護を受けることができない小学1年生から6年生までの児童を対象に、主に小学校の余裕教室を活用し、子供の保護及び健全育成を目的とした居場所として、弘前市放課後健全育成事業、いわゆるなかよし会の運営を行っており、現在、

市内15施設で運営を行っているところでございます。

◎4番（三浦 行委員） それでは、放課後児童健全育成事業追加ですけれども、これは、朝陽小学校の教室が大きいところにあるということですか。

◎こども家庭課長（清野 悟） 今回の御質疑ですけれども、朝陽小学校から、現在使用している教室よりも広い旧コンピューター室の提供がありましたので、そちらに移設して事業を行うものでございます。

◎4番（三浦 行委員） それでは、学校の中ではあるのですね。そうですね、すみません。ありがとうございます。大丈夫です。

◎16番（木村 隆洋委員） 私のほうから、3点伺いたいと思います。

まず13ページ、3款1項1目、個別避難計画作成推進業務委託料、あわせて個別避難計画作成支援業務委託料の部分について、まず初めにお伺いたします。

今回、第3回定例会の補正ということで、当初予算ではなくて、今回補正で行うと、これに至った経緯についてお伺いたします。

また、この個別避難計画は、対象者が障がいを持っている方とか高齢者とかという形になると思いますが、この辺の把握というのはどのように考えているのか、お伺いたします。

続きまして、15ページ、5款1項1目、医療・福祉職子育て世帯移住支援金追加と、Uターン就職等支援金追加についてお伺いたします。

この両事業に関しては、地元就職マッチング事業ということで、この両事業が今回補正に至った経緯についてお伺いたします。

続きまして、16ページ、7款1項2目、企業立地戦略プラン策定等業務委託料についてお伺いたします。

まず、この企業立地戦略プラン策定の事業概要についてお伺いたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 初めに、補正の経緯についてでございます。

昨年12月に、個別避難計画の作成方法と課題等を探るため、モデル事業を実施いたしております。

対象地区には、中山間地域で土砂災害リスクがある相馬地区全町会と、市街地域で浸水リスクがある文京地区の三岳町会を選定し、民生委員及び地域包括支援センターによる計画の作成支援を実施したほか、要支援者の家族、町会、自主防災組織、福祉専門職にお集まりをいただき、避難先や避難方法、地域支援者を確保するための支援会議を開催いたしました。

また、本年3月にはモデル事業の一環として、岩木川沿いの4町会を対象に地域ミーティングを開催いたしました。

参加者は支援会議と同様で、災害リスクについて学んだ後、町会ごとに分かれ、要支援者が抱える不安や課題について皆で共有した上で、どのような支援ができるか意見を出し合ったものでございます。

これらを実施する中で、要支援者とその家族のほか、地域住民や福祉専門職が集まる機会を創出することで、それまでほとんど交流のなかった要支援者と地域との間に新たな接点生まれ、地域支援者の確保に向けた動きが見られました。

また、参加した要支援者からは、自分のことをよく分かっている福祉専門職の方に協力してほしいという声が聞かれたほか、福祉専門職の方からも、計画の作成について、災害時の事業継続計画に組み込むことを検討したいなど、本人との信頼関係等を含め、福祉専門職の関わりにおける重要性を改めて認識いたしました。

実効性のある計画を作成するためには、地域事

情に詳しい町会、自主防災組織、民生委員に加え、要支援者のことをよく知る福祉専門職などの多様な主体が計画作成段階から関わっていくことが極めて重要であります。モデル事業を通して、計画作成の具体的な手法や効果について検証した結果を踏まえ、今般の事業設計といたしたところでございます。

補正で要求した理由についてですが、市では、令和7年度までに優先度が高い要支援者の計画を完成させることを目標としており、可能な限り早期に着手するため、今定例会で提案させていただきましたが、事業の性質上、今年度中の業務完了が見込めず、令和7年度末の業務完了を予定していることから、繰越明許費としたいと考えてございます。

次に、対象者の把握でございます。既に名簿に登録されている要支援者に加えて、住民基本台帳と名簿登録要件の該当者情報から抽出した潜在的な要支援者のうち、優先度が高い方は約2,500人と推計しておりますが、このうち、計画の作成支援とする方は、他市の状況等も鑑みまして、およそ500人程度と見込んでおります。

◎商工労政課長（富士 智広） 医療・福祉職子育て世帯移住支援金及びUターン就職等支援金に係る補正が必要となった経緯でございます。

こちら、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、令和6年度当初予算として、世帯3件に、ひとり親加算と子育て加算を含めて1300万円を計上しておりました。

それから、Uターン就職等支援金につきましては、令和6年度当初予算として、5件分、190万円を計上しておりましたが、いずれも7月の時点で、申請件数に申請可能性のある移住相談者を含みますと、当初見込んだ件数を上回ることによりまして、今回補正に至ったものでございます。

◎産業育成課長（太田 尚亨） 企業立地戦略プ

ラン策定等業務委託料の概要でございます。

こちら、産業集積による雇用の創出及び地域経済の活性化を図るため、企業誘致の方向性や具体的な取組、それから土地の利用の必要性などを明確化することを目的としておりまして、委託によりまして企業立地の戦略プランを策定するということになってございます。

そのプランの主な内容は、今現在想定しているものですが、こちらは、まず企業立地をめぐる全国的な企業の動向、それから当市の産業の状況、それから当市の強み、課題、今後の可能性、それから産業誘致の必要性を踏まえまして、今後の企業誘致の取組方針というものを定める内容となって、想定してございます。

こちら、実際委託で策定していくのですが、委託の主な内容としましては、まず全国的なそういった動向、当市の状況、それから企業のニーズをアンケート等によりまして調査していただきます。それを踏まえまして、戦略プランの検討をしていただき、案の作成もしていただくということになってございます。

そのプランを策定するに当たりまして、専門的な知識を持つ方から課題の整理や助言等も同時に受けるということを考えてございます。

スケジュールとしましては、10月上旬には委託業務を開始いたしまして、すぐにそういった調査を進めていただき、それと同時に戦略の構成案を整理していただきまして、1月には戦略の案を提示していただくと。3月には策定という形にしたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） それでは、再質疑させていただきます。

まず、個別避難計画の部分について伺います。

今、課長の御答弁の中で、昨年、相馬地域、また文京地区の三岳地域がモデル事業になったとい

うお話がありました。

国の指針の中でも、この個別支援計画を策定するに当たって、先ほど福祉専門職というお話がありました。国のほうではケアマネジャーという感じで表現もしております。やはり、ケアマネとか地域、町会、そして自主防災組織とどう連携して、この個別避難計画をつくっていくかというのが、国の指針でも明確になっております。

そういった意味では、今後この策定に当たって、ケアマネの方々、また地域の方々、自主防災組織の方々との連携という部分をどのように考えているのか伺いいたします。あわせて、今回この計画の作成の委託を行うということですので、委託業者の想定はどうなっているのか伺いいたします。

続きまして、医療・福祉職子育て世帯移住支援金、Uターン就職等支援金、あわせて地元就職マッチング事業について伺いいたします。

今回、交付対象者、交付金額、先ほど補正の理由もお伺いしましたが、今回、これだけの予算増額に至った要因について伺いいたします。

企業立地戦略プラン策定について伺いいたします。今、事業概要を課長から伺いました。来年の3月をめどに策定をするということでもあります。

今回、10月上旬から委託業者を選んでいきたいというお話がありました。今回このプランを策定するに至った経緯について、また、この委託業者の想定はどういったところを考えているのか伺いいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 初めに、協力いただく方々との連携についてでございます。

まず、町会や自主防災組織の方には、地域ごとに開催する支援会議へ御参加をいただき、地域事情や避難支援に関する助言及び地域支援者の選任などにおいて御協力をお願いしたいと考えており

ます。

昨年度実施したモデル事業等の成果を踏まえ、支援会議を開催することで、要支援者と地域との間に新たな接点生まれ、地域内での関係構築にもつながるなど、町会や自主防災組織におきましてもメリットがあるものと考えております。

また、福祉専門職の方には、個別避難計画の作成支援及び支援会議への参加を依頼いたします。個別避難計画の作成において、要支援者の状況等をよく知る福祉専門職の関わりは、非常に重要であると考えております。

予算成立後には、町会連合会等の会議におきまして、また、福祉専門職の方を対象とした説明会を開催するなどして、当事業への御理解と御協力を図ってまいりたいと考えております。

続いて、委託先についてでございます。

まず、個別避難計画作成推進業務につきましては、防災士等の専門的な人材を有するイベント企画・運営を行っている市内業者などを対象とした指名競争入札により決定することを想定しております。

また、個別避難計画作成支援業務につきましては、作成支援を要する方が日頃から利用している福祉サービス提供事業所と、1件当たり3,850円の単価契約により実施することとしております。

◎商工労政課長（福士 智広） 交付対象者や交付金額が増加している要因ということでございますが、まず、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、令和5年10月から実施している事業でございますが、申請の締切りが、昨年度は12月末までと申請期間が短かったことや、子育て世帯を対象としているため移住のタイミングもあることから、昨年度は実績がありませんでした。

令和6年度は、令和5年度に相談のあった4件のうち3件が相談後に移住し、既に申請に至っております。また、制度の実施から2年目となりま

して、認知度も上がってきたことも要因と考えております。

それから、Ｕターン就職等支援金につきましては、こちら、令和４年度からの事業となっております。令和４年度の移住相談人数は123人に対しまして、令和５年度は154人と増加しております。令和５年度の移住相談者が今年度移住したことによって、交付対象者が増加しているのではないかと考えております。

◎産業育成課長（太田 尚亨） まず、企業立地戦略プラン等を策定するに至った経緯でございます。

当市では、これまでも製造業をはじめとして、情報サービス業やコールセンター業などのオフィス系の事業所の誘致を積極的に進めてまいりました。さらには、健康都市弘前の実現に向けまして、当市の地域特性や強みを生かしながら、健康医療関連産業の誘致活動を行っているところでございます。

近年の国内企業の動向としましては、円安や、最近ちょっと円高にも振れているところもありますが、円安や不安定な社会情勢の影響もありまして、国内回帰の動きが進んできております。

一方で、企業が求める産業用地不足というのが国内で生じている状況もありまして、国においても、今年度６月28日に産業用地整備促進伴走支援事業という支援策を整備いたしまして、国内への産業立地推進の方針を明確にしてきたところでございます。

そういったところで、当市におきましてもこのタイミングを逃すことなく、より効果的に企業誘致活動を進めていく上で、やはりしっかりとした現状の調査・分析に基づいた企業立地戦略プランが必要であると判断して、今回、策定したいと考えているところでございます。

委託先でございます。多くの国内企業を対象

に、立地調査やヒアリング調査なども実施し、全国の企業立地の動向や要因などを分析・把握し、企業立地に関するノウハウを有している事業者でありまして、国の支援策等に関しても、当市が活用し得る最も適切な制度を把握し、助言していただけるような事業者が適切かなと思っておりました。そういった事業者を想定しています。

このことから、国の産業政策の推進や自治体の企業誘致活動を長年にわたり支援し、知識、経験、技術を備え、また多くの自治体への企業誘致活動の支援を通じてデータやノウハウを蓄積しておりまして専門性を有しております、一般財団法人日本立地センターというところを委託先として現在想定してございます。

◎１６番（木村 隆洋委員） 再々質疑いたします。

個別避難計画について、以前は、弘前はあまり災害がないというふうに言われ続けてきましたが、２年前の８月の豪雨災害、そして先般の台風でも、午前中に大変な雨が降ったというふうな状況で、地震等はなかなか予想ができないという中にあっても、風水害に関してはやはり、地域防災計画も地震と風水害で分けてありますので、この風水害に対しての備えというのは非常に重要だというふうに考えております。

先ほど、課長の御答弁であれば、こういった高齢者、障がい者の方を対象に、今回個別避難計画は500人が対象ということでありました。風水害に対しては、非常に重要な部分なのかなというふうに思っております。

今回、この個別避難計画を策定していく、いろいろな段階もお伺いしましたが、この周知方法とか、これをどのように考えているのか、最後お伺いいたします。

次に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金追加、また、Ｕターン就職等支援金追加についてお

伺いたいします。

先ほど、課長の御答弁の中で、医療・福祉職子育てに関しては、昨年の補正からというか途中から進んだ事業なので実績はなかったですけども、昨年度から相談されている方も既に交付実績があるということで、増額とお伺いもしました。Ｕターン等も、相談件数自体が増えているというふうなお話であります。

今回、この補正に当たった対象者の方々の、それぞれの年齢、職業等の内訳を最後にお伺いできればと思います。

企業立地戦略プラン策定についてお伺いいたします。

先ほど課長から、このプランを策定するに至った経緯、また、業者の選定も考えていると、個別の名前もありました。議会等でも、この企業誘致というのは当市にとって永遠の課題みたいな形にもなっております。

今回、このプランを策定するに当たって、今後の企業誘致に対して、このプランがどういう事業効果をもたらすと考えているのか、最後お伺いいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 事業の周知方法についてでございます。

広報ひろさき、アップルウェブ、市のホームページなどのほか、民生委員を通じての登録勧奨を実施することに加え、潜在的な要支援者のうち、優先度が高い方に対しては、制度周知を兼ねて、今年度中に名簿登録及び計画作成に関する意向確認書を個別に送付することとしております。

◎商工労政課長（福士 智広） これまでの交付の年代と、職業のほうの内訳ということでございます。

医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、今年度の交付件数は３件でございまして、20代が１件、30代が２件となっております。

申請者の内訳でございますが、就学と就業があるのですが、今回の３件は全て就業でございまして、介護福祉士、社会福祉士、臨床検査技師となっております。

それから、Ｕターン就職等支援金につきましては、今年度交付者は７件でございまして、年代の内訳は、20代が２件、30代が５件となっております。また、就業先の業種の内訳は、林業、建設業、医療・福祉、サービス業、飲食業、小売業、製造業と、様々な業種に及んでございます。

◎産業育成課長（太田 尚亨） 企業立地戦略プランの策定によります企業誘致に関する事業効果でございますが、先ほども申し上げましたけれども、市はこれまでも製造業や情報サービス業、それからコールセンター、健康医療関連産業など、少しでも情報があれば、少しでも誘致の可能性があったり当市に興味があったり、そういった企業の情報があれば、積極的に企業誘致活動を行ってまいっていったところでございます。

ただ、だからといって簡単にすぐ、では弘前市に立地しますということで簡単に誘致できるものではございません。そういった中で、我々としては苦労をしているところではございますが、先ほども申し上げましたが、今、国内の企業が国内回帰に向かっている、それから、国のほうとしても様々な伴走支援の制度を設けたという、我々としてはチャンスといいますか、機運のあるいいタイミングだと思っております。

こういった中で、やはり我々もやみくもに動くのではなくて、いわゆる専門性のある事業者が立地プランを策定していただいて、またニーズ等も調査していただいて、それを踏まえて、我々の、弘前市としての強み、課題とかもあると思うのですけれども、そういったところ、それから今後の可能性、そういったものをしっかりと踏まえた上で、効果的にこのプランを活用していくことによ

りまして、今までのような形ではなくて、もっと戦略的に進めていけるのかなと考えております。

◎11番（坂本 崇委員） 3款1項1目、個別避難計画作成推進事業についてお伺いいたします。

今、木村委員から内容について質疑がありまして、内容については分かりましたので、1点だけ質疑させてください。

避難行動要支援者を4段階に設定して、最も優先度の高い要支援者を対象に、令和7年度までに避難計画の作成完了を目指す聞いておりますが、ほかにも支援を必要とする要支援者の方がいらっしゃると思います。

こういった、今回最優先に入らなかった要支援者の方たちへのフォローというのは、どのようなフォローをお考えになっているのかお伺いいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 優先度の高い避難行動要支援者につきましては、7年度中に個別避難計画の作成完了を目指しておりますが、それ以外の要支援者の方、また、新たに対象となった優先度の高い要支援者につきましても、一層の制度周知に努めるとともに、個別避難計画作成に係るノウハウを生かしながら、順次、計画作成を推進してまいります。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

今、実際に要支援者という方は、町内とか地域にたくさんいらっしゃると思います。やはり、町内の人たちがそういう方たちをふだんから把握していればいいのですが、民生委員の方たちとか、個人情報とかを見ながら扱えるのですけれども、全員が全員、扱えないということがあって、言葉は悪いのですが、見落としがちになって、そういう方が、いらっしゃるということが分からないということがあります。

今年3月に、市とNHKが共催で開催した個別支援計画を作成するミーティングというのに参加させていただきました。そこには、町会の関係者、民生委員、あと支援を必要とする方、またその家族が参加して、計画についていろいろと学んだわけでございます。

その中で、「うちの町会にこんなに支援を必要としている人がいるとは思わなかった」とか、また、「そういう避難行動の計画、指針はあるけれども、まだそこまで深く整備が整っていなかった」という声がありました。そういうのを伺いまして、要支援者はそれぞれ事情とか、個別に必要な、求めているものが違うということが強く分かったところであります。

今現在、自主防災組織を地域でつくろうという機運が高まって、いろいろところで新しい組織の設立を考えているところがあると思いますけれども、やはり、それをやろうとすると、この問題というのに必ず直面します。多くの町会がやりくりをされているのではないかなというふうに思いますので、専門の方と一緒に計画をつくっていくというのは、そういう町会、地域にとっても大変心強い事業だと思いますので、ぜひ、そういう支援を必要とされている方たちが安心して生活できるよう進めていただきたいというふうに思います。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、予算書の13ページ、3款2項5目、なかよし会冷暖房設備整備工事について。

なかよし会の居住環境、生活環境がだんだん広く改善されるというのは一般質問でもお聞きしましたけれども、まずは、冷暖房設備整備工事、今回のこの予算においての工事、どこでどういうふうにやるのかといった点をお答えください。

◎こども家庭課長（清野 悟） どこでやるということですが、まだ業者は決まっております。

せん。

朝陽なかよし会において、エアコンの設置とか、あとは必要な備品とかを購入するものでございます。

◎18番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

今回、朝陽で、先ほどの三浦委員からのお話でもありましたけれども、朝陽で整備するという、それはそれでよろしいのですけれども、今回朝陽で整備することによって、なかよし会は十数か所あると思いますけれども、冷暖房、特にエアコンディション、おそらくエアコンとかになると思うのですけれども、どれぐらいの達成率というか充足率というか、逆に言うと、どこのなかよし会で、まだこの冷暖房の設置が十分でないとかというのが気になる場所なのだと思いますけれども、その点はどうなのでしょう。

◎こども家庭課長（清野 悟） エアコンの設置ですけれども、全体的に学校で実施しておりますので、ほとんど入っております。

あと、広い部屋とか、コンピューター室とか、そういうエアコンがまだ入っていない場所もございますので、順次、対応してまいりたいと思っております。

◎18番（野村 太郎委員） 答弁の、まだ設置できていないというのは、全部ではなくていいのですけれども、例えば、今はまだ設置できていないなかよし会というのはどこになるのでしょうか、できれば、いつをめどにそれが充足されていくのかといったところを、再々質疑という形でいいと思うのでお願いします。

◎こども家庭課長（清野 悟） 失礼しました。

エアコンが設置されていないなかよし会ということでございますけれども、エアコンの設置に関しましては、全てのなかよし会のほうに設置されてございます。

◎8番（樋川 篤子委員） 私からは、17ページ、10款1項4目、プロジェクター配備等業務委託料についてお伺いします。

金額が2970万円と大きいのですけれども、この内容について教えてください。

◎学校整備課長（高山 知己） プロジェクターなのですけれども、1台約19万円ほどを予定しております、これを150台ということで、県が新たに創設しました、青森県学校における働き方改革推進事業費補助金というものが創設されて、この補助率が2分の1で、当市の限度額が1500万円ということでございますので、これを教育委員会内でどういうふうに活用していくかというのを考えたときに、ある程度金額が高いということもございまして、今回の補正に至ったということでございます。

◎8番（樋川 篤子委員） 150台ということで、再質疑させていただきます。

これはどこに設置するか分かりますか。

◎学校整備課長（高山 知己） 設置場所ということでございます。

現在、各学校においては普通教室において、全ての教室でプロジェクターを活用できている状況でございます。

今回、補正の内容にも書いてございますが、特別教室に対して配備したいということで、全部というわけにはいかないのですけれども、予算の範囲内で150台を整備しまして、必要な学校、単純に学校で割りますと、各校3台ぐらいになりますけれども、これは特別教室で活用していただきたいというふうに考えてございます。

◎8番（樋川 篤子委員） 再々質疑をもう一つ。

今、現状で全部の特別教室には配置されていないということでしょうか。

◎学校整備課長（高山 知己） 普通教室に配備

されているものを、例えば授業があるときに移動して使っていただいたりというような、手間をかけていたということもございます。

また、実際プロジェクターの経年劣化で故障というのも多くなっておりますので、今回、150台を様々な形で学校で使っていただいて、少しでも改革につながればというふうに考えているところでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、4項目あります。

一つは、2款3項1目、戸籍システム標準化移行対応業務委託料についてです。事業概要と財源、委託先について答弁をお願いします。

二つ目は、2款3項1目の戸籍システムリモート回線導入業務委託料についてです。こちら事業の概要と財源、委託先について答弁をお願いします。

次は、3項目めですけれども、ちょっと急ではありますが、3款3項1目の生活保護システム改修業務委託料についてです。こちらについても、事業の概要と財源、委託先について答弁をお願いします。

続きまして、最後の4項目めですけれども、10款1項3目役務費にはなるのですが、学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援事業についてです。こちらについても、目的と事業概要と財源について答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 国において自治体情報システムの標準化、共通化を進めるため、令和3年5月に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、標準化対象業務とされている戸籍及び戸籍の附票業務についても標準化対応を行う中で、F I T & G A Pの実施及び文字同定作業を行うものです。

F I T & G A Pとは、現行システムと標準準拠システムとの比較分析を行うことで、文字同定作

業とは、当市で管理している独自の文字を、全国で共通に使用する文字に変換する作業です。財源は、全額国のデジタル基盤改革支援事業費補助金を活用します。

委託先といたしましては、当市の戸籍システムの導入事業者であります日立システムズを予定しております。

戸籍システムリモート回線導入事業においては、戸籍、証明書分のコンビニ交付システム及び戸籍システムの安全・安定的な運用を目的として実施しようとするものです。当市の戸籍システムとシステム事業者等、インターネットから分離されたネットワークを利用したリモート回線で結び、常時監視を実施するほか、戸籍システムの動作不具合時の初期対応やメンテナンス対応をシステム事業者が、この回線を利用してリモートで作業を行うものです。財源は全額一般財源であります。

委託先は、当市の戸籍システム事業者である日立システムズを予定しております。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活保護適正実施推進事業の概要についてお答えいたします。

本事業は、生活保護の適正な運用を確保するための事業であり、主に医療扶助適正化事業、認定等適正実施事業、事業効率化事業などを実施しております。

具体的には、ジェネリック医薬品の使用促進や専門業者による医療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入・資産調査や扶養義務者の扶養能力調査などを実施しております。また、今回の生活保護制度の改正に対応するためのシステム改修も、生活保護適正実施推進事業の中の業務効率化事業の対象となっております。

続きまして、財源でございます。

財源につきましては、生活保護適正実施推進事業の中の業務効率化事業に該当するために国庫補

助金の対象となりまして、補助率は2分の1、補助金額は204万4000円となっております。

委託先につきましては、本システムの導入業者であります北日本コンピューターシステム株式会社となっております。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 私からは、学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援授業の概要及び目的、財源についてお答えいたします。

現在、市立小中学校では、児童生徒の心身の状態を含めた欠席等の連絡を主に電話で行っており、回線が少なく時間帯も限定されるため、学校、保護者共に負担感を抱えている状況となっております。

また、学校からの通知等は、主に紙媒体により児童生徒経由で手渡されているため、やはり即時確実な伝達方法としては課題があり、印刷や仕分けといった事務作業も学校の負担となっております。

これらの負担感を解消するため、学校と保護者間の連絡手段をデジタル化するアプリを、小学校8校、中学校4校のモデル校に導入し、保護者の利便性向上と教職員の働き方改革を推進するものです。

また、導入予定のアプリには心と体の健康観察機能を有しておりまして、児童生徒に対し、学校が朝の単学活中で行う体調確認の際に、1人1台端末を活用して、心身の不調を同時にチェックすることで児童生徒の心のSOSを早期に捉え、適切な支援につなげるということも考えております。

なお、財源につきましては、県の学校における働き方改革推進事業費補助金による補助2分の1を見込んでおります。

◎17番（千葉 浩規委員） では、2回目の質疑をさせていただきます。

戸籍システム標準化移行対応業務委託料につい

てです。こちらについて、行政事務標準文字への変換ということでしたけれども、その変換とはどのようなものなのか、答弁をお願いします。

二つ目は、戸籍システムリモート回線導入業務委託料についてです。何を常時監視するのか、また、動作不具合の初期対応の内容について答弁をお願いします。

三つ目は、生活保護システム改修業務委託料についてですが、国の法改正が4月にあったかと思うのですが、もしその国の法改正の内容が分かれば答弁をお願いします。

四つ目は、学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援事業についてです。答弁によれば、導入するアプリはもう既に決まっているような答弁でしたが、もしその導入するアプリ、業者が決まっていれば、答弁をお願いしたいと思います。あとは、連絡内容や健康観察の内容について、アプリを提供する事業者の下に蓄積されるということになるのかどうなのかということと、あとはその情報というのは、学校の中ではどのように扱われていくのか答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 標準文字への変換の具体的な作業ということでしたが、当市の戸籍システムで管理している独自の文字、約1,200文字について、デジタル庁の支援ツールを利用して標準文字の候補リスト等を取得し、リストから同じ形の文字かを確認、確定し、システムへ取り込み、設定等を行うものです。

リモート回線の常時監視についてですが、システムの監視を行い、コンビニ交付において、証明書発行でエラーが発生した場合などに、市民課からシステム事業者への連絡により、すぐに弘前市の戸籍サーバーや証明発行サーバー内部の状態を確認でき、初期対応につなげることが可能となります。

不具合の初期対応の内容につきましては、エ

ラーが発生した場合のエラー箇所の特定、原因調査、システムの動作確認等となっております。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、アプリ名に関してですが、現在導入を予定しているのは、株式会社リーバー社が提供する「LEBER for School」というアプリになっております。

続いて、連絡内容ですけれども、学校と保護者がつながる連絡システム機能として、スマートフォンやパソコンからの欠席連絡とその管理、緊急連絡や学校だよりなど添付ファイル付きのメッセージ配信、アンケートの送信と回答の集計を一つのアプリで行うことができます。

これらの機能により、保護者の利便性向上と教員の働き方改革の推進に寄与できるものというふうに期待しております。

また、先ほども言ったように、このアプリには、学校と児童生徒がつながる機能として、1人1台端末を活用した心身の不調のチェック機能、スクールカウンセラー等への相談を希望することができる機能といったものも伴っております。

児童生徒の心身のSOSを早期に捉えるという部分に関しては、大きく期待できるものというふうに考えております。

最後に、データ管理の部分に関してですけれども、まず、このデータに関しては業者のほうにも蓄積されていくことになりますし、学校のほうとしては、エクセルデータに変換したファイルとして保管することができます。個人情報等が含まれるものになりますので、他の個人情報と同様に、学校のほうでは厳重に管理するものというふうに考えております。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活保護適正実施推進事業に関しての、今回の国の法改正の内容でございます。

生活保護法の一部改正に伴いまして、保護費の

中で、これまでの進学準備給付金につきまして、名称が進学就職準備給付金に改められまして、給付対象が拡充したことにより、高等学校卒業後に大学等へ進学する場合のほかにも就職する際にも給付金の支給が可能となりました。

また、就労自立給付金につきまして、算定方法が変更となりまして、就労開始後、早期に生活保護が廃止となった場合の最低給付額を引き上げるなど、就労期間に応じてメリハリをつけた見直しが行われたものです。

◎17番（千葉 浩規委員） では、再々質疑をさせていただきます。

戸籍システム標準化移行対応業務委託料についてですが、行政事務標準文字へ変換ということなのですが、そういった場合、標準文字にない漢字もありますよね。というか、私の知り合いにもそういう方がおりまして、パソコンで変換できないものもありまして、それはインターネットを通じてコピーを取って印字するという面倒くさいことをやっているのですが、標準文字にない方の氏名の対応は、一体どうなるのかなという。もし、無理くり標準文字に合わせるとなると、親からもらった名前ですから、ちょっとこれは命名権の侵害になるのではないかなというふうには思うのですが、その標準文字にない場合の対応はどうか、答弁をお願いします。

二つ目は、2款3項1目の戸籍システムリモート回線導入業務委託料についてです。これによって行政の業務はどのように変わるのか、答弁をお願いします。

三つ目は、生活保護システム改修業務委託料についてですけれども、事業の概要として、医療扶助適正化事業もあるということですが、今回のこの改正で、ジェネリックとか、医療扶助適正化についてはどのような、もし変更点があれば答弁をお願いしたいというふうに思います。

最後、四つ目の学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援事業についてですけれども、実は、この事業者のホームページを見ましたら、当社が保有する以下のお客様の個人情報について、適切な措置を講じた上で匿名加工情報として継続的に作成し、第三者に提供しますので公表しますというような表記がありました。国でも匿名加工情報を提供しているわけですから、これが違法だとか、そういうことではありません。きちんと法律に基づいて行っていて、事業所のほうではこれをきちんと公表しているということだと思います。しかし、とはいっても、匿名加工をされたといっても、本人の個人情報が知らないところで利活用されるということについて、拒否する方もおられるのではないかなというふうに思います。

そこで、この健康観察機能の利用は、アプリの利用ですね、これは任意になるのかということと、もしこれを使うとした場合、児童生徒の同意確認、これは児童生徒の場合、親ならばできるかもしれませんが、児童生徒の場合、この同意確認というのは一体どのように進めていくのか、答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 標準文字にない場合の対応はどうなるのかという御質疑にお答えします。

電算化によって、現在システムで使用している氏名の文字は、標準文字にあると想定しております。標準化の作業は、現行の業務やシステムを国が定める標準仕様書に合わせる取組であるため、現在システムで使用している氏名の文字を、同じ形の標準文字へ対応させるものです。

次に、行政の業務がどう変わるかという御質疑ですが、コンビニ交付においてエラーが発生した場合、コンビニ交付サービスを一旦中止することになります。

現在は、仙台市にあるシステム事業者へ連絡

し、システム事業者が市役所に来て原因の特定やシステムの動作確認等を行っていますが、事業者が市役所に来て作業を行っていた部分をリモートで行うことにより、担当者が仙台市から当市に到着するまでの時間を短縮でき、コンビニ交付や戸籍システムの利用中止時間の短縮が図られるもので、これまで以上に安定的にサービスを提供できるものと考えております。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 今回の法改正につきましては、進学準備金、就労自立給付金の改正に伴うものでありまして、システム改修もそれに伴って改修するものです。

システム改修の財源としては、生活保護適正化推進事業という広いくくりがありまして、その中で業務効率化事業、そのほか医療扶助適正化事業のジェネリック医薬品の使用促進など、同じ適正化事業の中に様々ありますので、補正としては適正化実施推進事業として補正予算を計上していますが、医療扶助の適正化事業の内容は、今回は改正はないものであります。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 先ほど御説明申し上げた各機能に関しては、まずは各学校で選択して使うことができますので、学校のほうで、まずどの機能を使うかというところを検討する、加えて、それら付随する機能に関しては、保護者を通して、全て利用に関しての同意を得た上で使用するということが大前提になるかと思います。

小学校の低学年等であれば、子供自身での判断といったところが難しいところはあるかと思いますが、それらも含めて丁寧な説明をした上で、保護者の方からの合意を得て活用するというのが全ての始まりというふうに捉えております。

◎7番（竹内 博之委員） 私から二つ聞きます。

14ページの4款1項9目の斎場費について、まず聞きます。

これ、一般質問でも松橋議員が取り上げていて、私も気になっていまして、今回、設計業務委託料ということで、外構工事が上がっています。総事業費が15億円に増大したと翌日の新聞記事にも載っていて、この外構工事がどれくらいの事業見込みなのかということ、まずお聞きします。

今回、設計の業務委託ということで、委託先はどちらかということと、全体事業費として、私、15億円に増大したという認識なのですが、この外構工事でもこれから事業見込みを立てて設計の委託をすれば、そこで具体的な金額が出てくるのではないかと予想するのですが、そうすると、またこの全体の事業費はぶれるのかなと思っているのですが、ちょっとその点についても答弁をお願いします。

もう一つは、16ページ、7款1項2目の企業立地戦略プラン策定、先ほど木村委員からも質疑があったのですが、いつ出来上がるのかということ、これをまず聞きたいのと、あと、これまでのこの議会の場での議論を思い出すと、企業の集積地みたいな、企業立地をするにも場所が必要でしょうというような話だったと思うのですが、この戦略プランの中には、そういった企業立地をする、適している場所の位置づけみたいなのところも盛り込まれる予定なのかということをお聞きいたします。

◎環境課長（葛西 正樹） ただいまの御質疑についてでございますけれども、今回の外構工事に関しては、約15億円かかると先ほど答弁したうちの約7600万円ぐらいというふうになっております。

この外構工事の設計によって、確かに金額というところは変わってくるかとは思いますが、そこら辺を精査した状態も含めて、来年度予算に要求していくという予定でございます。

委託先に関しては、まだ決まっていなくて、こ

れは予算成立後、一般競争入札で業者を選定したいというふうに考えております。

◎産業育成課長（太田 尚亨） まず、企業立地戦略プランの策定の時期ということだと思いますので、こちらにつきましては、3月、今年度中に策定して公表したいと考えてございます。

それから、このプランの中で、先ほども申し上げましたけれども、産業用地の必要性というところまでは検討はするのです。企業のほうにニーズ調査を行って、どういった場所、どういった規模感がいいのかといったことも含めて、できれば調査したいなとは思っておりますが、具体的にどことかまでは、今回のプランの中では検討まではいかないということになっています。

◎7番（竹内 博之委員） 産業育成課は大丈夫です。

環境課のほうで、外構工事を今回設計するに当たって、外構工事の事業費見込みの金額もちょうと聞いたつもりです。これだけ最後、お願いします。

◎環境課長（葛西 正樹） 失礼いたしました。外構工事の現在の見積りとしては、約5363万円というふうになっております。

◎19番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、最初に、3款2項1目児童福祉総務費の一時預かり事業費補助金追加、延長保育事業費補助金追加、障がい児保育事業費補助金追加に関してですが、この補助金追加の経緯といいますか、背景、それから具体的な補助内容をお伺いいたします。

もう一つが、先ほどちょっと樋川委員が質疑した内容なのですが、17ページ、10款1項4目のプロジェクター配備等業務委託料に関しては、今回、特別教室に150台ということなのですが、この特別教室にした理由を明確に、それから、その活用方法と効果についてお伺いいたします。

◎こども家庭課長（清野 悟） 一時預かり保育、延長保育、障がい児保育についてですが、補正の理由につきましては、事業実施に係る財源の負担割合は、国・県・市、各3分の1となっております。

今回、一般型の事業においては、事業の実施施設が増加したこと、国の交付基準額が改正されたこと及び利用者負担軽減の追加により、事業費が増額となっております。

また、幼稚園型の事業におきましては、事業の実施施設が増加したことにより、事業費が増額となっております。

延長保育につきましては、事業の実施施設が増加したこと、国の交付基準が改正されたこと、及び標準時間認定児に対する延長保育のうち1時間延長の要件が改正されたことにより、事業費が増額となっております。

障がい児保育につきましては、事業の実施施設が、年度当初の21施設から12施設多くなりまして、合計33施設となるほか、対象児童が年度当初の64名から44名増えて108名となる見込みであり、これらに対する事業費の増額分として、合計で2928万円を計上しております。

◎学校整備課長（高山 知己） プロジェクターの購入に関してですけれども、特別教室にした理由ということでございます。

こちら、県の補助金を活用して整備する内容ということで、当初は今ある故障がちな機器の更新というのも検討・打合せさせていただいたのですが、更新では補助対象にはなりませんというようなことで、特別教室に追加で配置するということで調整したものでございます。

プロジェクターの活用方法ということですが、授業において、教員が授業の際に自分の教務用のパソコンをつないで、様々拡大して学習を行ったり、また最近では、効果ということになる

かと思うのですが、1人1台端末が整備されたことによりまして、アプリを使って、児童生徒が発言した、入力した内容をプロジェクターに大きく映し出すことによって共有して、それをクラスの中で議論するというようなことにも活用されておきまして、授業の幅が広がっているというところが効果というふうに考えてございます。

◎19番（外崎 勝康委員） 最初に、3款2項1目の件なのですが、障がい児保育事業の状況と、具体的に人数とか、今お話があったのですけれども、一時預かりとか延長保育に関しては、具体的に何がどうでそうなのか、もうちょっと具体的な、特にこの辺が変わったということをごぜひとも発言いただきたいと思っております。

それから、今のプロジェクターの件なのですが、今の御説明だと、正直言って全く理解できないと言いますか、なぜ特別教室にこのプロジェクターを配置して、具体的な活用とか効果というのが、今のお話だと、別に特別学級でなくてもどこでもやっているような内容なので、その特別学級の目的とか、それに対しての活用方法と効果というのは、やはり、もうちょっと具体的に話ししないと、今の説明ではちょっとよく分からないというふうに思いますので、再度、御答弁いただければと思います。

◎こども家庭課長（清野 悟） 失礼しました。内容についてでございますが、一時預かりについてです。

当初予算では、実施施設を50施設として見込んでおりましたが、今年度新たに実施する施設や、逆に実施しない施設がありまして、合計で3施設増加の53施設で事業を実施する予定となっております。

交付基準の改正につきましては、事業の一般型における基本単価は、施設の利用延べ人数により区分されておきまして、一例として、年間の利用

延べ人数が299人までは、昨年度の単価275万1000円が今年度は283万3000円と、8万2000円の増額となっております。53施設中46施設がこの区分に該当して、事業費が増加する予定となっております。

利用者負担の減額につきましては、利用延べ人数を240人として見込んでおります。

次に、幼稚園型の事業の実施施設数につきましては、当初予算では、実施施設数を30施設として見込んでおりましたが、今年度新たに実施する施設や、逆に実施しない施設がありまして、合計で2施設増加の32施設で事業を実施する予定となっております。

続きまして、延長保育に関してですが、短時間認定児童に対する延長保育の実施施設数について、当初予算では実施施設を24施設として見込んでおりましたが、今年度新たに実施する施設や、逆に実施しない施設がありまして、合計で13施設増加の37施設で事業を実施する予定となっております。

交付基準額の改正につきましては、短時間認定児童に対する延長保育における基本単価は延長時間により区分されており、一例として、延長区分が1時間の場合は、昨年度の単価1万8800円が今年度は2万200円と、1,400円の増額となっております。37施設中26施設がこの区分に該当して、事業費が増加する予定となっております。

続きまして、標準時間認定児童に対する延長保育の実施施設数につきましては、当初予算では実施施設数を55施設として見込んでおりましたが、今年度新たに実施する施設や、また、逆に実施しない施設がありまして、合計で6施設増加の61施設で事業を実施する予定となっております。

交付基準の改正につきましては、標準時間認定児童に対する延長保育における基本単価は延長時間により区分されておりまして、一例といたしま

して、延長区分が30分の場合は、昨年度の単価30万円が今年度は60万円と、30万円の増額となっております。これは、61施設中28施設がこの区分に該当して、事業費が増額する予定となっております。

また、1時間延長の要件改正によりまして、昨年度の実績が30分延長区分だった施設のうち、15施設が1時間延長の区分として見込まれております。

◎学校整備課長（高山 知己） 特別教室でのプロジェクターの具体的な利用目的ということですが、特別教室、いわゆる理科室であるとか、図工室であるとか、技術室であるとか、家庭科室でも、現在活用のほうが進められておりまして、私も学校訪問で授業を見させていただくことがありますけれども、例えば、理科室であれば、まず最初に実験の様子や手順なんかを動画で見せて注意事項を話したり、その後に実際の実験に入っていくとか、また、家庭科室なんかでも実際に料理を作っているところを、調理方法なんかも見せて、それから入っていくとかというようなことで活用されております。

今までは特別教室になかったプロジェクターが、正式には配置されていなかったもので、先生が普通教室のほうからセッティングしにわざわざ特別教室のほうに持っていくというような手間といいますか、負担もあったと思いますので、そういうのが少しでも軽減できればというふうに考えてございます。

◎19番（外崎 勝康委員） 再々質疑ということで、この3款2項1目の件は、確認なのですが、結局これだけいろいろな補助金の追加によって、保育士の負担がかなり大きくなるのではないかなと思うのですが、その辺の保育士の体制とか負担とか、その辺をどう考えているのか、最後にお聞きしたいと思います。

そして、プロジェクターに関しては、基本的には今までもプロジェクターを使ってやっていたものが、今までなかったもので、いろいろ借りてきたりしてやっていたということなのですね。そういうことだと思います。

さらに、せっかく単独で今回入ってくるのですから、県支出金を見ると、恐らく学校における働き方改革推進事業費補助金だと思うのですよね。ですから、働き方改革推進費補助金ということなので、この目的に合わせて、さらにこれをきちんとした活用をしていかなければ、何のためにこれだけ大きな予算が、ただ今までやっていたのが足りなかったからやったというのでは、あまりにも目的がちょっと違うのではないかと思いますので、最後にその辺をもう一回、教育部長からきちんと答弁いただきたいと思います。

◎こども家庭課長（清野 悟） 保育士の対応ということですが、実施していただいている保育園の職員の方々には大変御苦勞をかけているところでございますので、何とかこちらのほうでも検討してまいりたいと思います。

◎教育部長（成田 正彦） 県の働き方改革の補助金を活用するということですので、当然この目的に沿って、かつ実際に学校現場におきまして、やはり先生方、非常に機材の移動とか、大変苦勞してございます。その目的にしっかりと沿った形で、このICTの活用を進めてまいります。

◎環境課長（葛西 正樹） 先ほど、竹内委員からの御質疑、4款1項9目、斎場の改修費につきまして、当初、外構工事の事業費を約7400万円とお答えいたしましたけれども、これは誤りで、管理業務のほうの金額をお答えしたものでございまして、申し訳ございませんでした。

正しくは、その後にお答えした5363万円が外構工事に係る事業費でございますので、おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

◎14番（畑山 聡委員） 7款1項2目商工振興費。先ほど、ほかの委員からも同じところの質疑がございましたけれども、ダブらない範囲で聞きたいと思います。

企業立地戦略プランの策定を委託するということで、その会社名も話になりましたけれども、その策定プランはいつ頃に出来上がるのでしょうか。聞きましたか。そして、それを、できれば早いうちに、出来上がったものを私も拝見したいと思いますので、公開していただければと思います。

◎産業育成課長（太田 尚亨） 来年3月に策定しまして公表したいと考えてございます。

◎26番（工藤 光志委員） 私で3回目になるのですけれども、商工のほうに。

企業立地戦略プランというのは、いわゆる作戦ですよ。作戦を委託して、ほかの会社につくってもらおうと。あなた方に戦略・作戦はないのですか。

もう一つ。土地のことについては、何もこれには書かれていないのだと。土地を確保するためには、そこを選定して、庁内で協議をして、何年かかると思いませんか、企業がそこに来るまでに。それでは、その土地ができるまでに何年かかると思いませんか。これ、委員長も1回質疑していますよ。市内全域が、この工業立地の土地の候補だと、前の前の部長が言っていたのですよ。そのことを踏まえて、要するに作戦を委託して、市民に公表すると。公表してどうするのか。作戦ですよ。各企業に弘前市でこういう土地があります、必要ですという作戦を、なぜ公表しなければ、あなた方の作戦がないから企業に委託するわけか。そんな変なことに、こんな金額を使うわけか。それを答えてください。

◎産業育成課長（太田 尚亨） まず、こちらの委託でございます。

もちろん、我々も明文化したものはございません。戦略としてはございませんでしたが、今まで、例えば企業誘致の対象として、当市の強みを、特色を生かした形で、企業誘致ということで健康医療関連産業の誘致とか、例えば、若者に人気のある産業として情報サービス業とか、そういったところの誘致というのを、対象企業としての戦略はございましたけれども、今後、やはり我々だけではなくて、民間の専門の方の知識も生かして、戦略を策定して、それで進めていきたいと考えておりますので、我々ももちろん、その戦略策定の中では意見も申していきますが、民間企業の意見も反映させた形で戦略策定したいと思っております。

土地に関しましてですけれども、土地というか団地の造成にどれくらいかかるかということだと思いますけれども、我々、一般的な考え方として、今回、企業立地戦略プランを策定して、その中で、やはり産業用地が必要になるということになれば、その後、もちろん我々としても、国の支援等の活用を見据えて、団地の整備というものを検討していくことになるのですけれども、我々が今考えているのは、最短でも5年程度はかかるのかなと思ってございます。

◎26番（工藤 光志委員） この戦略を組む、作戦を組む段階で、国の法律、何の法律を基にこの作戦を、プランをつくるつもりなのですか。

◎産業育成課長（太田 尚亨） 特段、国の法律に基づいてということでは考えてはないのですけれども、もちろん今、国のほうで、先ほども少し申し上げました産業用地整備促進伴走支援事業というのがございます。こちら、複数年度の事業でございまして、令和6年度から令和10年度を予定してございます。その中では、産業用地整備に向けたアドバイザー事業、それから産業用地整備に向けた適地選定調査、それから産業用地整備候

補地の選定後に行う具体的な基本計画の調査といったものがございまして、産業用地の整備ということになった場合には、これらも活用を視野に入れて進めていきたいと考えております。

◎26番（工藤 光志委員） 国の法律に基づいてやらなければ、要するに1種農地、2種農地、それから調整区域、いろいろな区分けがあります。国の法律を基にやらなければ解除できませんよ。それをちゃんと考慮して、国の法律でもってやらなければ、普通では5年かかるものを、もっと早くやる方法もあるのですよ。そこをちゃんと勉強して、1年でも早く、その作戦ができれば企業を誘致できるような体制を取らなければ。私の目の黒いうちには来ないと思います。その決意を述べてください。

◎商工部長（中村 工） 今、委員からの御指摘、御提言を踏まえながら、企業誘致活動に励んでまいりたいと思っております。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 先ほどの答弁の中で誤りがございましたので、訂正いたします。

生活保護適正実施推進事業のシステム改修の委託先に関してなのですが、北日本コンピュータと答弁申し上げましたが、正しくは、現在の生活保護システムを保守管理している日本電気株式会社を予定しております。失礼いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 47 分 休憩〕

〔午後 1 時 00 分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第69号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第69号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入再出予算の総額に4億3719万3000円を追加し、補正後の額を197億222万7000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の4億3719万3000円の追加は、令和5年度決算による剰余金を国民健康保険財政調整基金条例に基づき積立しようとするものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

8款繰越金の4億3719万3000円は、令和5年度決算による剰余金を計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第70号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第70号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に6222万7000円を追加し、補正後の額を26億5031万3000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の6222万7000円の追加は、市が令和6年4月から5月までに収納した令和5年度分の保険料を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するために追加計

上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

5款繰越金の6222万7000円は、令和5年度決算による繰越金を計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第71号令和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第71号令和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に10億8678万円を追加し、補正後の額を219億5130万5000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページを御覧願います。

1款3項介護認定審査会費の322万4000円の追加は、津軽広域連合介護認定費負担金を追加計上するものであります。

4款1項基金積立金の6億6992万6000円の追加は、令和5年度決算による剰余金を、弘前市介護保険財政調整基金条例に基づいて積立てしようとするものであります。

6款1項償還金及び還付加算金の4億1363万円の追加は、令和5年度介護給付費等の確定に伴い、国庫負担金等の超過交付に係る返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

3款国庫支出金の322万4000円の追加は、歳出の総務費に係る津軽広域連合介護認定費負担金を追加計上するものであります。

7款繰入金の4億1363万円の追加は、令和5年度介護給付費等の確定に伴う国等への返還金の財源を財政調整基金から繰入れしようとするものであります。

9款繰越金の6億6992万6000円の追加は、令和5年度決算による剰余金を新たに計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第72号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第72号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額を補正するほか、それに伴う資本的収入及び支出における補填財源を改めようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出のうち、収入では雑収益7325万5000円を追加し、収入の合計を52億7612万5000円に改め、支出では消費税及び地方消費税2416万9000円を減額し、支出の合計を52億7197万1000円に改めようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出では、さきに述べた収益的収入及び支出の補正に伴う資本的収入及び支出の収支差引不足額の補填財源について調整しようとするものであります。

そのほか、下3ページから9ページは実施計画などを、下10ページから下13ページにかけては会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、令和5年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

決算審査に当たり、14名の委員から議会運営申し合わせに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

次に、無通告の質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

ただし、質疑通告者がいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく一括して、挙手の順で

行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、決算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いをいたします。

なお、モニターには会派の残り時間を表示しますので御参照ください。

以上でありますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第73号令和5年度弘前市一般会計歳入歳出予算の認定についてを審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち、1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会事務局長（西谷 慎吾） 1款議会費の決算について御説明申し上げます。

決算書44ページから45ページにかけての1項議会費は、議会運営に係る経費でありまして、予算現額4億3063万1000円に對しまして、支出済額が4億1056万8639円で、2006万2361円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

8節旅費524万9479円は、行政視察に係る旅費などが見込みを下回ったことによるものであります。

18節負担金、補助及び交付金896万9738円は、政務活動費交付金の返還などによるものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、2款総務費に

対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 2款総務費の決算について御説明申し上げます。

決算書の45ページから65ページの1項総務管理費は、企画部、総務部、財務部、市民生活部等に係る経費であり、予算現額67億967万3850円に對しまして、支出済額は64億297万5833円、翌年度繰越額は1803万8000円で、2億8866万17円の不用額となっております。

翌年度繰越額の繰越明許費は、人事給与管理システム改修業務委託料及び旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務委託料などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

45ページの1目総務管理費1節報酬の792万9829円は、会計年度任用職員に係る報酬が見込みを下回ったことなどによるものであります。

53ページの3目財産管理費18節負担金、補助及び交付金の815万8730円は、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金の確定などによるものであります。

4目企画費12節委託料の1億1673万1868円は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料の確定などによるものであります。

56ページの5目支所及び出張所費10節需要費の565万393円は、相馬庁舎に係る光熱水費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

63ページの9目住民自治振興費18節負担金、補助及び交付金の872万3485円は、市民参加型まちづくり1%システム支援事業に係る事業費の確定などによるものであります。

10目地籍調査費12節委託料の594万400円は、地籍調査事業測量等業務委託料の確定などによるものであります。

65ページから67ページの2項徴税費は、市税の賦課及び徴収事務に要した経費であり、予算現額

6億9588万4700円に対しまして、支出済額は6億6578万3930円、3010万770円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

67ページの2目徴収費18節負担金、補助及び交付金の637万9872円は、納税貯蓄組合事務費補助金の確定などによるものであります。

67ページから69ページの3項戸籍住民基本台帳費は、予算現額5億1802万2000円に対しまして、支出済額は4億5548万6634円で、翌年度繰越額は3271万9500円で、2981万5866円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、戸籍システム改修業務委託料及び住民記録システム改修業務委託料に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

68ページの1目戸籍住民基本台帳費12節委託料の1859万9430円は、戸籍総合システムサポート業務委託料の確定などによるものであります。

69ページから72ページの4項選挙費は、予算現額3億276万8000円に対しまして、支出済額は2億7182万5123円で、3094万2877円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

71ページの4目弘前市議会議員選挙費18節負担金、補助及び交付金の553万8936円は、選挙運動用自動車使用公費負担金の確定などによるものであります。

72ページから73ページの5項統計調査費は、予算現額1639万9000円に対しまして、支出済額は1568万828円で、71万8172円の不用額となっております。

73ページから74ページの6項監査委員費は、予算現額6630万1000円に対しまして、支出済額は6568万7392円で、61万3608円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきまして、10名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎8番（樋川 篤子委員） 私からは、2項目質疑させていただきます。

まず、2款1項7目、58ページ、説明書60ページになります。交通整理員事業について。

こちら、以前にも何度も予算決算常任委員会などで取り上げられているのですけれども、いわゆる緑のおばさんという事業かと思います。平成15年度までは県の事業として実施していて、平成16年から市の単独事業。この方々が、一番多いときで18校ですか。今年度に文京小学校の最後の一人の方が定年退職したということで、事業自体がこれで廃止になっていますが、まず、これまでの内容、そして改めて廃止になった経緯について簡単に教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 交通整理員の内容ですけれども、最大いたときは、17校に18名交通整理員がございまして、朝の通学時間帯、それから帰りの帰宅時間帯に、いわゆる緑のおばさんという方が交差点など危険箇所配置されておりました。

廃止された経緯ですけれども、先ほど委員がおっしゃった、昭和37年に交通安全協会の事業として、いわゆる緑のおばさんという形で名称が始まり、その後、昭和43年に市に移管され、県の補助事業として実施されてきました。

委員がおっしゃったように、県のほうで補助事業を受けてきたのですけれども、平成15年度、県のほうで、信号機などの交通安全施設の整備が進んだことを理由に県の補助事業というのが廃止されました。同時期に青森市と八戸市も交通整理事業のほうを廃止しているという経緯はございました。

当市では、まだその時点では、交通整理員として務めておられたというところもありますので、定年退職するまでは継続して活動してもらって、定年退職後は原則後任を配置しないという方針を平成19年に定めておりまして、今回廃止に至ったという経緯でございます。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

私も信号のない横断歩道のところに、大体毎朝見守りをしているのですけれども、道路は整備されたのかもしれないけれども、やはり危ない箇所というのは多いと思います。危ないと感じることもあります。

市の総合計画後期基本計画の中にも、交通整理員の配置が終了になる予定の小学校及び既に終了しているが登下校時の見守り組織が必要な小学校について、見守り組織の設置を促していきますというふうに示されております。

これについて、今後どのように見守り組織の設置を促していくか、代わりになる計画などがありますか。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 代わりになるような計画というのは特段なく、地域の皆様や学校の先生方、あとチームで組織をしている見守り活動のほうに移行するように、廃止になる1年前、2年前くらいから学校のほうに赴いて、事前に説明してきたところではございました。例えば、文京小学校においては、令和5年度末で事業のほうを終了するのですけれども、令和4年度の6月くらいから教頭先生のほうに赴いたり、校長先生のほうに説明したりして、何回か廃止になる内容と、移行になるための地域見守りということで、地域交通課だけではなくて、見守りを担当する教育委員会と一緒に御説明してきて、今現在も見守りに至っているような状況でございます。

◎8番（樋川 篤子委員） 私も校長先生とか教

頭先生からお話も聞いていますし、実際、校長先生、教頭先生自ら見守りをしているということもあります。今後のことも心配されていまして、PTAというの、なかなかその組織自体、皆さん仕事で忙しくて難しいというところが出てきているのです。強制もできないと。そういうところは、いろいろなところで問題になっていると思うのです。

ただ、子供たちの安全というのは本当に大事で、地域一体となってということもあるのですが、その辺について、人員集めというのが難しいと思うのです。ただ、見守りは強化していかなければいけないという点について、どのようにお考えですか。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 今現在は、所管は教育委員会のほうになるのですけれども、毎年、弘前市通学路交通安全プログラムのほうに当課も参加しておりまして、道路管理者、警察、我々市町村と一緒に、実際の通学路の危険箇所のほうを調査しながら、どういった改善方法がいいかというところを共有して、対策がハードでできるものなのか、ソフトでできるものなのかというところをちょっと個別具体的に見える化して、それを解消していくような取組を継続しておりますので、こちらのほうは、さらに継続していく必要はあるかなと思っておりました。

◎8番（樋川 篤子委員） 個別具体的にということをお願いします。これは、これで終わります。

もう一つ、次は、63ページ、2款1項9目、市民参加型まちづくり1%システム支援事業についてお伺いします。

過去の予算決算常任委員会でも、執行率のことが話題に上がっておりました。予算2800万に対して執行率が50%未満と。令和5年度も50%未満だったと私は認識していましたが、以前、予算

決算常任委員会で、まちづくり1%システム審査委員会というのが、制度をより活用しやすいものとするために実施している制度見直し会議があるという答弁がありました。これについて、一番最近実施された制度見直し会議の実施日と、話し合われた内容について教えてください。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいま御質疑の市民参加型まちづくり1%システムに関しましての見直し会議ですけれども、令和5年度は、第1回目が令和5年10月23日、第2回目が令和5年11月17日の2回開催してございます。

昨年度の見直し会議での内容になりますけれども、令和3年度から導入した、初めてまちづくり活動をする団体向けのスタート部門というのがありまして、こちらの活用について話し合いまして、審査委員からは、スタート部門の特徴であります、申請書類が簡単、プレゼンテーション不要という、手軽に申請できるというところを全面に出して、周知すればいいのではないかと、あと、目に留まるようなデザインのポスターを作成してはどうか、また、初めて活用する人にも分かりやすいように、どんな活動が補助金の対象となるのかというのを具体的に周知してはどうかなど、様々な御意見を頂いております。

◎8番（樋川 篤子委員） このスタート部門というのは、私も小比内町会にいまして、小比内町会のほうでもこちらの活用をさせていただいて、大変助かりました。

そもそも、この1%システムの目的というのが、1回で終わる事業ではあるのですが、継続的に、最後は自走というところを考えているものだというふうに認識しています。

執行率を上げることもなのですが、目的に沿ったものではないといけないと思いますし、ただ簡単にお金がもらえるからというふうに申し込む事業であってはいけないと思うのですが、市のほう

で認識されている課題というのをお知らせください。

◎市民協働課長（土岐 康之） 1%システムの課題というのを市のほうでどのように認識しているかということですが、これまで見えてきた課題といいますか、ちょっと長くなるかもしれませんが、たくさんの市民活動を育てていく必要があることから、今後も市民活動のきっかけづくりや、より広く市民に向けた活動を行うためのステップアップとして1%システムを活用してもらえるように、さらに市民が利用しやすい制度を目指しながら、スタート部門を含めて制度の普及啓発活動を続けることが大事だと考えております。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の規制緩和もありまして、市民活動が再び活発に行われました。令和3年度から新設されたスタート部門により、初めての団体も申請しやすくなったこともありまして、新規の申請事業も増えてきております。

今後、さらに市民活動の裾野を広げるため、スタート部門を含めた制度全体の周知を継続して行っていく必要があると考えております。

また、団体に対して行ったアンケート調査におきまして、団体が事業を継続していく上で、資金調達の方法と、同じ思いを持った仲間づくり、あと人材確保などが課題であるということが、アンケートを行った結果、分かりました。団体がこれらの課題を解消しながら事業を継続していくために、団体同士が情報を共有し、ネットワークをつくり、今後の活動の発展につなげるためのきっかけの場をつくるなど、団体のサポートを強化する必要があると考えております。

それで、令和5年度は、資金調達と発信の方法をテーマとした研修会を行うと同時に交流会を実施しておりまして、団体同士の交流の場を設定し

ております。

◎8番（樋川 篤子委員） 市民協働課にはいろいろな業務があって、町会のことも担当されていて、本当に一番忙しい課なのではないかというのも聞きます。このスタート部門に関しても、1%システムの本来のものに関しても、一緒に書類作成しますよとかと言ってもらったり、本当にオーバーワークではないかと思うぐらいなのです。

その中でも、申請しやすくとかするために、今、同じ思いを持った仲間づくりですとか、団体同士のネットワークという答弁をいただきました。そこを、市役所と申請者というのが、今、申請者は市役所に直接という形で、この間に入る人というのは特にいないですね。

◎市民協働課長（土岐 康之） 今おっしゃったような、行政と申請者である市民団体の方々の間に立って手続とかをするという方は、今のところは入っておりません。直接市の職員が申請に係る事前の相談とか、その後の直接的な手続というのを受けております。

◎8番（樋川 篤子委員） 聞こえてきているのが、やはり申請はしたいのですけれども、あれは難しいよと聞こえてくるのです。

実際にやってみて、スタート部門のときでも担当した方が、町会のほうの係の人が、やはり平日は仕事をしていますから、市役所がやっている時間と仕事の時間が重なるので、なかなか連絡を取ったりも難しかったと。あと、何人かに判こを頂かなければいけなくてというのもあるとあって、もし、デジタル化できればいいのだよねと。これがオンラインである程度やりとりができればもっと簡単なのだよねという話も聞いています。

あと、難しさという点で、今までやったことがある人ですとか、そういう市民活動に参加している方とか、そういう方が間に入るという形で、市役所と申請者の間に入って何かアドバイスしたり

というものがあればいいのかなと思いますので、これからまた制度見直し会議というのが行われるかと思いますが、この事業はとてもいいものですので、いろいろな意見を取り入れながら進めていってください。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、決算書54ページ、2款1項4目、地域マネジメント人材育成プログラム構築事業について質疑いたします。

まず、説明書のほうを見れば、事業概要として委託内容というのにも書いているのですが、ここをもう少し具体的にお知らせいただきたいなと。あとは委託先についてお聞かせください。

◎企画課長補佐（土岐 博志） 地域マネジメント人材育成プログラム構築事業についてお答えします。

まず、事業概要になりますけれども、この事業は大学生、それから高校生が地域と関わる機会を提供することによって、若いうちから地域志向の考え方を養い、地域の将来を担う人材として育成するためのプログラムを構築するものとなっております。

次に委託先ですが、学生が活動する拠点として、土手町にあるHLS弘前を運営する株式会社まちなかキャンパスへ委託しております。

続きまして、具体的な委託内容ということですが、地域の企業に大学生をインターンとして派遣するまちなかキャンパスプロジェクトと、高校生が自主的に地域のことを考え、活動する機会を創出するための放課後まちづくりクラブSTEPを主軸として実施しております。

まず、まちなかキャンパスプロジェクトについてですが、三つの取組を主に実施しております。一つ目は、夏休みなど長期の休暇を活用して、年2回、商店街や企業に大学生を派遣して、派遣先の店舗や企業が抱える課題解決につながる

ようなプロジェクトを展開する通常版。

二つ目になりますけれども、地域の大学生と地域の大学生が協同して課題に取り組み、地域の活性化や関係人口の創出等につなげるプロジェクトを実施する学生連携編。

三つ目は、医療や福祉、看護などを学ぶ学生が、その専門性を生かしながら、市が目指す健康寿命の延伸に向けたプロジェクトに挑戦する地域課題編の三つを行っております。

続きまして、放課後まちづくりクラブSTEPになりますけれども、高校生が放課後や休日を利用しながら月2回程度集まり、1回当たり2時間程度、座学やフィールドワークを通じて地域のことを学んだりですとか、地域で暮らす人に触れたりしながら、それぞれの視点で地域課題を捉え、自身が考えるまちづくり活動の企画や実践に取り組んでおります。

そのほか、高校生と大学生の地域内でのつながりを強化し、高校生が将来を見据えた知見を深めるための交流プログラムを実施しております。

◎10番（成田 大介委員） 高校生・大学生が主体的にというようなところで、私も何度か、片手で数える程度ですけれども、お声がけいただいてイベントのほうに、たまたまといいますか、勉強がてら行ったことがある記憶があるのですけれども、特にこのSTEPに関わっている高校生というのは、何か卒業後の進路といいますか、追跡調査といいますか、何かそういうものはやっているものでしょうか。

◎企画課長補佐（土岐 博志） STEPに関わった高校生の進路ということになりますけれども、STEPは第1期から4期生、令和2年度から令和5年度までの期間になりますけれども、その修了者59名のうち、現在高校を卒業したメンバーは45名となっております。

そのうちSTEP在籍時に3年生だったメン

バー13人については、10人が弘前市内の大学・専門学校へ進学しておりまして、3名が県外の大学へ進学しております。8割近くが地元進学を選択しております。

また、地元の大学に進学したメンバーのうち、今度は大学生の立場で、先ほど申し上げたまちなかキャンパスプロジェクトへ参加したり、STEPで実践した取組を継続している人もいるなど、積極的に地域と関わる姿が見られており、事業の効果が少しずつ現れているものと考えております。

今年度で事業開始5年目となりますが、来年度には大学を卒業するメンバーが出ることから、改めてその事業効果を検証するために、STEP在籍時に1・2年生だったメンバーも含めまして、STEP卒業生全員に対して進路に関するアンケートを現在実施しているところであります。

◎10番（成田 大介委員） これは今、アンケートを実施している最中だというようなところですね。

これについては本当に地域振興といいますか、学生が主体的にこういう事業をやっていくというのは非常に大切なことだと思いますので、しっかりと追跡も含めて、引き続き継続していただきたいと思います。

次が、53ページ、54ページ、2款1項4目、パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業について質疑いたします。

これは毎回になりますけれども、まず改めて事業概要、そして昨年度、事業者向けのセミナーを行ったということだったのですけれども、その効果についてお聞かせいただきたいと思います。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、この事業の概要ですけれども、性的マイノリティの方たちが安心して暮らせる環境づくりを推進するために

パートナーシップ宣誓制度の運用と、性的指向や性自認など、性の多様性についての知識・理解を広げる取組を行っているものでして、理解促進の具体的な取組といたしましては、市職員向けの研修、それから市民向け、事業者向けのセミナーを開催しております。

また、令和5年度からは、新たに性的マイノリティに関する理解の促進に配慮した取組を行っている企業等を市が登録する弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度の運用を開始しました。また、当事者の方たちも安心して話すことができる場を提供する交流会を開催しております。

次に、事業者向けのセミナーについてです。

こちらのほうは、性的マイノリティの方も日常的に生活をして働いているということもありまして、安心して働くことができる環境整備を進めるための基礎的な知識を学ぶとともに、多様性社会の中で企業に求められている企業の在り方ですとか求められる対応について理解を深める機会として実施いたしまして、28名の方に参加いただいております。

講師としましては、企業や自治体におけるLGBT施策の推進を目的とした研修、サポートを行っている東京の会社のほうに依頼しまして、講師の講演、それから当事者2名をゲストに招きまして、職場での困り事、それからカミングアウトなどについて体験談をお話いただいたところで

す。効果ということで、参加者のアンケートといたしましては、91%の方から満足するという回答を頂くなど、充実した内容というふうに捉えております。

◎10番（成田 大介委員） ありがとうございます。

このセミナーも、私もちょっと行けたり行けなかったりで、最初の記念講演みたいなのに初めて

行かせてもらったときは、本当にこんなに、学生も含めて、そういうちょっとお年を召した方も含めて非常に、やはり当事者であったり、あるいは関係者の方が多かったのかなと記憶しております。

そして、この宣誓制度なのですけれども、当然婚姻相当のというようなところで、今現在の宣誓カップルの数と、あとは当然婚姻相当ということで、これは解消という言い方が、表現がいいのかどうかはあれなのですけれども、解消することはできるのか、あるいは今までした例はあるのかというようなところをお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） パートナーシップ宣誓の宣誓者は、現時点で6組となっております。

宣誓の解消につきましては、この宣誓の取扱いに関する要項において、宣誓書受領証の返還というものを規定しております。宣誓した方双方の意思によって、そのパートナーシップを解消したいといった場合には、返還届とともに、宣誓時に交付しているパートナーシップ宣誓書受領証を添えて届出をすることで解消ができます。

ちなみに、現時点で宣誓を解消された方はおりません。

◎10番（成田 大介委員） ありがとうございます。現段階では解消された方はおられないというようなところだったのですけれども、これはいろいろ様々、ここ数年、今回決算ということでの審議ということなのですけれども、令和5年度の取組というものを踏まえて、来年度、何かやっついこうかなというものがあるかどうかお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 令和5年度の取組を踏まえてということで、これまで実施しているセミナーやフレンドリー企業の運用等については継続して行っていくことで、性の多様性に関する

知識や理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

来年度ということでしたけれども、今後ということでお話をさせていただきますと、当市がパートナーシップ宣誓制度を導入して以降、青森県や秋田県、秋田市のほか、岩手県内においては一関市や盛岡市など8市2町が制度を導入しまして、岩手県内での自治体の連携というものを行うなど、東北地方でも広がりが見えてきております。

この宣誓制度は、各自治体ごとに制度の要件ということがちょっと異なっておりますけれども、今後の取組としては、例えば北東北の自治体間での連携、例えば転入出のときの届出の負担を軽減するですとか、そういった連携について、他自治体の事例なども踏まえて研究していきたいというふうに考えております。

引き続き、悩みや生きづらさを感じている性的マイノリティの方々の不安な思いを少しでも解消していけるように、行政としてできることを考えて取り組んでまいりたいと思います。

◎10番（成田 大介委員） これについては本来、来年度あるいは来年度以降と、この制度ができてから、少し同じ地点を、多分きつと、課長を含め担当課の方も一生懸命考えてもらっていると思うのですが、停滞という言い方があれなのかどうかは分かりませんが、やはり次に進んでいくタイミングといいますか、何かそういうものいろいろ考えていただいているのではないかなと思っております。

ようやく民間のほうでも、この間陸奥新報にも大きく載っていましたが、民間のほうでもそういう取組というのをしっかりと取り組んでいくようになったというような流れといいますか、そういう雰囲気は出てきているのかなと思いますので、どうか、今、北東北3県で、いろいろ勉強・研究しながらということだったのですけれど

も、これからもしっかりと進めていっていただきたいなと思っております。

そして、2款最後でございます。57ページ、2款1項5目、岩木みらい協議会負担金についてお聞かせ願います。

まず、事業概要と、この岩木みらい協議会の内容をお聞かせいただきたいと思います。

◎岩木総合支所長（野呂 智子） お答えします。

岩木みらい協議会の事業は、岩木地区の振興、活性化のため、大きく分けて二つの活動をしています。

一つは、岩木地区の地域資源や景観を活用しPRすること、もう一つは、岩木地区地域おこし協力隊の活動を応援することです。

令和5年度に実施しました主な事業としましては、岩木地区を活性化したいと集まった高校生・大学生からなるグループが企画・運営をしましたビギナーズキャンプ教室を8月に1泊2日で開催したほか、9月には嶽きみの収穫体験とハイキング、10月には世界一の桜並木の植樹会、3月にはスノーシューハイク体験を開催したほか、第2期岩木地区地域おこし協力隊の最終年度であったため、3月には活動発表会を開催いたしました。

◎10番（成田 大介委員） ありがとうございます。地域おこし協力隊とかを含めて、非常に岩木で活発に動いていただいているなというような気がしております、今の話を聞いて。

それで以前、たしか岩木地区で美しい村100選だったかな、というような、何かあったと思うのですが、これはその美しい村100選の後の取組といいますか、になるのか、ちょっとお聞かせいただければ。

◎岩木総合支所長（野呂 智子） 今、委員がおっしゃった、「日本で最も美しい村」連合に当時加盟しておりましたけれども、この「日本で最も

美しい村」連合は、令和3年3月、令和2年度末をもって退会いたしました。

翌月の令和3年4月に、岩木地区の振興や活性化を目的に、1625岩木の魅力推進協議会を発足いたしました。

一方、平成29年10月に、岩木地区で初めて地域おこし協力隊が導入されることになり、地域おこし協力隊の活動を応援するという目的で、平成29年6月に岩木地区地域おこし協力隊活動応援協議会が発足されました。

この1625岩木の魅力推進協議会と岩木地区地域おこし協力隊活動応援協議会は、共に目的が岩木地区の振興・活性化であること、またメンバーの大半が重複していることから、令和5年3月22日に両協議会を統合し、岩木みらい協議会を発足させたものです。

◎10番（成田 大介委員） 大変分かりやすく、ありがとうございました。

やはり岩木地区の活性化というのは、私も岩木の地域に住んでいれば、今日は委員長も岩木出身でございますけれども、いろいろな話が聞こえてきて、本当に活動しているなという、盛り上げているなというような方たちと、やはりまだ地域の現場の人たちの温度差というもの、いろいろ感じた時期とかもありましたので、しっかりとこれを活用しながら、これからも地域振興、ましてコロナが明けて、嶽きみも本当に大変なことになるぐらい車が渋滞している状況で、そろそろ終わるのかなと思うのですが、やはりせっかく、流動人口と言うのではしたか、観光客の方とか岩木地区外の方が来たときに、そのついでに何かをしていく、しっかりとお金を落としていただけるような取組を今後も続けていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） 私からは、2項目質疑

します。

まず、2款1項4目、決算書53、54ページ、説明書56ページ、パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業についてです。

パートナーシップ宣誓制度について、宣誓書に証明書は発行しているのか。また、発行しているならどういうものを発行しているのかお伺いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 弘前市パートナーシップ宣誓制度ですが、双方または一方が性的マイノリティの方がお互いをパートナーとして、日常生活において相互に支え合い協力し合うことを約束して、パートナーシップ宣誓を行って、それを市が証明する制度でございます。

宣誓される方に対しては、宣誓書に署名して戸籍等の必要な書類を提出いただくことで、市から宣誓書受領証というものを交付しております。こちらの宣誓書受領証ですが、運転免許証ですとか、キャッシュカードと同じサイズのカード型で、宣誓者お二人にそれぞれ発行しております。提示することでお二人の関係性を伝えることができるというものになっております。

◎4番（三浦 行委員） たしか東北で初めての制度運用ということでした。そして、証明書のカードを発行しているという御答弁で、進んでいきますし、市内の同性のカップル等の力になっていくと考えます。

これまで6組が宣誓されたということですが、宣誓することで利用できるサービス等についてお伺いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） この制度ですが、市が市民一人一人の人権を重んじているというメッセージも込めて、令和2年12月10日、世界人権デーに東北の自治体として初めて導入しております。

宣誓することで利用できるサービスにつきます

ては、宣誓された方が受領証を提示することで、例えば市営住宅等への入居申込みの手続きですとか、所得課税証明書・納税証明書・固定資産証明書の交付申請手続などにおいて身分を証明することができる。

民間事業者の中では、携帯電話の家族割引の適用、生命保険の受取人指定、住宅ローンでの手続の簡略化などのサービスを提供している事業者もごいます。

また、当市の制度運用をきっかけに、令和4年4月から青森銀行のほうにおきまして、LGBT等の方に対応した住宅ローンの取扱いを開始するなど、対応していただいております。

市におきましても、引き続きこういった性的マイノリティの方たちの生きづらさや不安を少しでも軽減・解消するために、今後も利用できるサービスが増えるように取り組んでまいりたいと考えております。

◎4番（三浦 行委員） 性の多様性への理解が大切になっていくと考えます。

全国では、多様性を尊重する条例を制定した自治体が、大阪府や埼玉県など幾つもあります。東北で初めてパートナーシップ制度を運用した当市も、これからも取組を進めることを要望して、次の質疑に移ります。

2款1項4目、決算書54ページ、関係人口創出事業企画運営業務委託料のうち、ねふたコースの事業概要と成果についてお伺いします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） ねふたコースの事業概要と成果ということでお答えいたします。

まず、概要でございますけれども、地域とのつながりを求めているものの、きっかけを持てずにいる県外在住の方に対しまして、ねふたまつり期間の前後1週間程度、当市のほうに滞在してもらいながら、ねふたの受入団体に担い手として参加していただき、ねふたまつりの準備や後片づけ、

運行などを手伝いながら、地域との交流を深めていただくものとなっております。

また、団体に参加するに当たりまして、ねふたに関する講話を聞き、歴史などを知ること、ねふたの知識や愛着を深めていただいております。

続きまして、成果ということで、こちらの事業は令和4年度から実施しておりますけれども、参加者は令和4年度が17名、令和5年度も同じく17名、こちら、今年も既に実施しておりますので、令和6年度は19名と、累計で53名の参加となっております。

受入団体の方が、どのようにすれば参加者に喜んでもらえるか、ねふたや弘前を好きになってくれるかを考え、出陣以外の日にも市内を案内するなど、非常に温かく受け入れてくださったため、参加者は地域の人たちとより深く関わり、コミュニティに入り込むことができたことで当市を好きになったという意見も多く聞かれております。

この結果、今年のねふたの期間中になりますけれども、令和4年度、5年度に参加した34名のうち半数の17名、こちらの事業の募集と関係なくプライベートになりますけれども、また当市のほうを訪れて、各自でねふた団体の方と連絡を取り合い、自主的に運行準備の手伝いや合同運行に参加しております。

中には、友人と一緒に来訪する参加者もおりまして、ねふたをきっかけとしたコミュニティの広がりを見せているほか、ねふたまつり期間以外に弘前を訪れる参加者も数名いるなど、関係人口の創出につながっているものと考えております。

また、ねふた団体のほうからも、「作り手や運行時の人手不足の解消の一助になった」「若い人を受け入れたことで活気づいた」などの声も頂いております。

◎4番（三浦 行委員） 私もねふたのとき、九州や関西の学生やオーストラリア出身の方と交流

できました。

ねふたに参加して手伝っていただき、交流して人間関係をつくって、将来、来訪される方も増えていくと思いますので、続けていくことを要望します。

◎17番（千葉 浩規委員） よろしく願います。

2款1項1目、48ページ、委託料の自治体情報システムの標準化に係るFit & Gap業務委託料についてです。

以前、補正のときに質疑したことがありますので、事業概要は分かっていますので、端的に、今回、委託先が日本電気株式会社青森支店となった経緯について答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 業務の委託先が日本電気株式会社青森支店の理由ということです。

本業務は、自治体情報システムの標準化・共通化を進めるに当たり、現在利用しているシステムと国が示す標準仕様に適合した標準準拠システムとの比較分析を実施したものととなります。

本業務を行うに当たっては、現行システムの仕様などを熟知している必要があります。現在、現行システムの運用を行っております弘前地区電算共同化クラウドサービス事業対応コンソーシアムの構成企業であります日本電気株式会社青森支店に業務を委託し、実施したものであります。

◎17番（千葉 浩規委員） 私、決算説明書でシステム改修の業務、一応検索をかけてみたのです。そうしたら日本電気関係は、決算説明書内の話ですけれども、給与管理システムとか、生活保護改正システムとか、健康管理システムとか、今お話しになっているこの自治体情報システムとか、あと住基ネット関係とか、大体8か所ぐらいあって、日本電気が結構多いのですね。

午前中の予算決算常任委員会では戸籍の話があ

りましたが、そこは大体日立システムズになっているのですが、圧倒的に日本電気が多いということで、どうしてこの日本電気が多くなるのか答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） システムの改修の委託先が、日本電気株式会社青森支店が多い理由ということです。

弘前地区電算共同化クラウドサービス事業において利用している住民記録、それから税などの共同クラウドシステムに関わる改修については、本システムを熟知している弘前地区電算共同化クラウドサービス事業対応コンソーシアム以外でシステム改修を行う場合、業務に支障を来すおそれがありますので、コンソーシアムの構成企業であります日本電気株式会社青森支店と1者随意契約を締結しましてシステム改修を行っているため、業務委託先として契約が多くなっているものということになります。

◎17番（千葉 浩規委員） 仕方がないかなとは思いますが、でもそういうシステム改修等は結局そういう傾向になって、競争性ということを考えるとどうなのだろうなというふうには疑問は残ります。

次に行きまして、2款1項1目の48ページ、使用料及び貸借料になりますが、AIチャットボット利用料についてです。

デジタル田園の実装タイプということだったので、3か年分のKPIと令和5年度の到達について答弁をお願いします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） この事業の実施に当たり、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しております。その申請時に令和5年度から3年間のKPIを設定しております。

KPIは、チャットボットの利用件数、利用者の満足度、チャットボットの回答を基に特定の

ホームページに移動した件数の三つになっております。

まず、チャットボットの利用件数の目標値は、一月当たりの数字になりますけれども、令和5年度末が300件、6年度末が450件、7年度末が600件としております。令和5年度末の実績といたしましては、月の平均になりますけれども、3,167件ということになりました。

次に、利用者の満足度の目標値は、令和5年度末が70%、6年度末が75%、7年度末が80%ということにしております。こちらの令和5年度末の実績は、47.4%ということになっております。

次に、特定のウェブページに移動した件数の目標値、こちらも一月当たりの件数になりますけれども、令和5年度末が30件、6年度末が45件、7年度末が60件ということにしておりますが、令和5年度末の実績は2,045件ということになりました。

◎17番（千葉 浩規委員） 数字のほうは分かったのですが、その数字を聞いても全体がよく分からないので、その数字を見て、到達点としては市としてどういうふうに評価しているのか、答弁をお願いします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 今の評価といたしましては、利用件数と、あとチャットボットから特定のウェブページに移動した件数につきましては、KPIよりもかなり多くなっているということから、大変多くの方に御利用いただいているというふうに思っております。導入の効果があったものではないかというふうに考えているところです。

しかしながら、満足度については、KPIの設定値に達していないということなので、こちらの改善は必要だと感じているところでございます。

今後もAIの学習でありますとか、システムのアップデートを行って、回答精度を高めるという

ことに取り組んで、利用者の満足度向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） 私も試してみましたが、私の質問には一個も答えてくれないというわけですが、電話等での問合せの減少とか、具体的にはどんな成果があったのでしょうか。答弁をお願いします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） チャットボット導入による具体的な効果ということでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、令和5年度の利用件数が1万9000件ございました。こちらはチャットボットの利用により、疑問点などが解決した利用者からの問合せは減っているというふうに考えております。

また、利用者数が1万9000件ございましたけれども、市役所が閉庁している土日の利用実績がこのうち2,003件ということになっております。全体の10%ちょっとということになりますけれども、こちらも市役所が閉庁していても問合せが来ているということで、導入による一定の効果があったものだというふうに考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） 続きまして、2款1項7目の、58ページ報酬の、青森県交通災害共済についてです。

昨年度の加入状況、見舞金の請求、支払いの件数について答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 昨年の交通災害共済の加入状況ですが、まず加入者数が2万8732名、率にしまして17.7%になっております。

そのうち、支払いの見舞金ですが、見舞金は601万円で、件数は105件になっております。

◎17番（千葉 浩規委員） 市民の方から、請求してから支払いまで結構時間がかかるということで、問合せがあったところです。

民間の保険会社に聞いたら、大体4営業日で下りということでしたので、結構かかっているというふうなお話があったのですが、請求から支払いまで、期間的にはどのくらいかかるのか答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 支給されるまでの期間ですけれども、取り扱っている災害共済の本部のほうに問合せしたところ、やはり受付してから支払いまでは、おおよそ30日かかるということで伺っております。

◎17番（千葉 浩規委員） 県の事業なので、市の事業ではないからちょっと難しいと思うのですが、民間が4営業日で、こちらのほうは30日となって、やはりちょっと長いなという気になってしまいますけれども、支払いに係る期間を要するのはどんな要因があるのでしょうか。答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 受付をするのが各市町村になりますので、各市町村で受付してから本部のほうへ郵送するまでが約1週間くらい、また、本部のほうで受け取ってから審査、それから対象者に対してのはがきの通知にまたお時間がかかって、3週間くらいかかるということで、合わせて30日くらいだということでございました。

◎17番（千葉 浩規委員） やはりちょっと30日は長いなというふうに思いますので、ぜひ短縮できるように、ぜひ何とか頑張っていただけるようにしたいと思います。

続きまして、2款1項8目、61ページの指定管理料、千年交流センター指定管理料等についてなのですが、説明書の61ページに交流センターの一覧がありますけれども、その各施設のエアコンの設置状況、一つ一つだとちょっと時間がかかりますので、概略で答弁をお願いします。

◎市民協働課長（土岐 康之） 市で管理しております交流センターのエアコンの設置状況という

ところで、市の交流センターのエアコンの設置につきましては、直近では、令和2年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、各交流センターにエアコンを整備しております。

この整備によりまして、現在、各交流センターの事務室及び利用率が一番高い部屋にはエアコンが設置されている状況となっております。

◎17番（千葉 浩規委員） 各施設の指定管理者からは、エアコンについてどのような声が寄せられていますでしょうか。答弁をお願いします。

◎市民協働課長（土岐 康之） エアコンに関して交流センターの指定管理者からどういう声があるかというところで、最近、夏場が暑くなっていますけれども、夏場の気温が高い日においてもエアコンが設置されていない貸室の利用があります。それで、そういう状況を見て、利用者の熱中症による体調不良の心配とか、また、夏季の利用率の低迷につながっているということで、エアコン未設置の部屋にもぜひ設置してほしいと、エアコンに対する要望を頂いております。

◎17番（千葉 浩規委員） 指定管理者からは、そういう要望が寄せられているということでした。

よく議会報告会をやるときとかに、私も千年交流センターを利用しているわけですが、そのときは和室ではなくて椅子のある部屋を使うわけです。高齢者の方は座るのがちょっと困難であったりするので、椅子に座ってよく議会報告会をやるのですが、その部屋はエアコンがないというわけで、夏場は大変暑いということなのですが、とりわけこの千年交流センターのエアコンの設置ということで、これまで検討してきた経緯とかはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいまの質

疑、千年交流センターのほうへのエアコンの設置を検討してきたかというところですが、千年交流センターには、現在和室A、和室Bと事務室の3部屋にエアコンを設置しております。

ほかの部屋の設置につきましては、今御質疑があったように、高齢者の利用も多い施設となっておりますので、熱中症対策のために設置を検討してきたところでありますけれども、設置には多額の費用がかかるため実現に至っておりません。

交流センターへのエアコンの整備や、他の交流センターも併せて検討する必要があります。施設によっては形状とか間取り、利用状況などが異なりますので、利用される方の声を伺って状況を確認しながら、効率的・効果的な方法を検討してまいります。

ちなみに椅子で座れる部屋ということで確認したところ、こちらのエアコンがついている和室のほうには和室用の椅子が一応16脚ありますので、椅子の利用でもエアコンがついている部屋を利用できますので、御検討いただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、2款1項9目、説明書の66ページ、持続可能な町会支援事業として、町会に若い世代を取り込んでいく取組を支援とありますが、この説明書にある実績について、具体的に内容を教えてください。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 実績の具体的な内容ということでございます。

まず、対象町会の若い世代にアンケートを実施して、町会に対して抱く思いであったり町会でやってみたい活動などを調査いたしました。さらに、地域活動に興味を持ちそうな若い人材を、町会と一緒に発掘いたしました。

また、若い世代を集めて、まちづくりに関するワークショップや新たな活動の実績に向けたミーティングを開催して、スタンプラリーや映画鑑賞

会の実施につなげたほか、町会関係者を対象とした事例報告会を開催して、町会の担い手育成に対する意識の向上を図ったものでございます。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

参加者は44人から80人と非常に好評だったことが伺えますが、一番の目的である若い方の参加数・参加率をお聞かせください。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 若い方の参加数・参加率ということでございますが、若い世代が中心となって行われたイベントにつきましては、スタンプラリーと映画鑑賞会の二つがござい

ます。スタンプラリーでは、若い世代である保護者が約30名、そのほか子供34名、婦人部などの町会関係者が参加しております。また、映画鑑賞会につきましても、若い世代である保護者が約15名、そのほか子供40名などの参加があったものでございます。

二つのイベントを合わせまして、参加者のうち45名、約3割の方が目的である若い世代となっております。

◎3番（志村 洋子委員） お子さんの保護者ということで、若い世代の参加が多くて大成功だったと思います。

この若い方への実際の案内方法、また、参加の申込み方法などをお聞かせください。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 案内方法、参加の申込み方法ということでございます。

インスタグラムページを作成して、イベントの開催案内やミーティングの状況を発信したほか、出欠につきましてはグーグルフォームで確認するなど、若い世代が関わりやすいようにSNSを活用いたしました。

また、小学校にチラシ配布などの協力を依頼することで、若い世代の親御さんに情報が届きやす

ようにしたこと、さらに、町会の回覧版や町会
掲示版への掲示といった方法において、子供がデ
ザインに協力したチラシ・ポスターを使用するな
ど、目に留まりやすく、また親しみやすさを出す
工夫などもいたしました。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

町会だけではなく、今、イベントのアピールも
SNSは欠かせないと思うのですけれども、イン
スタグラムとかのSNS自体は、今回町会で作成
されたのか、もしくは行政で作成したのか教えて
ください。

◎市民協働課長補佐(齊藤 弘行) インスタグ
ラムの作成ということでございますが、効果的な
周知方法の支援の一つとして、市民協働課のほう
で作成いたしました。

◎3番(志村 洋子委員) SNSを行政が行っ
てくれるのであれば、町会も非常に心強いと思
います。

ほかの町会でも若い住民の参加を熱望している
声が実際に届いておりますが、今回の対象町会の
決定方法をお聞かせください。

◎市民協働課長補佐(齊藤 弘行) 対象町会の
決定方法ということでございますが、対象となる
町会の決定プロセスといたしましては、まず全町
会に対してチラシを配布して、支援を希望する町
会を募集いたしました。

さらに、チラシの配布と合わせて、市から本事
業について個別に各町会に対し、機会を見て周知
に努めたところ、一町田町会のほうから、若い世
代を中心にした活動を支援したい、町会での新し
い活動を生み出したいとお話を頂いたこと、ま
た一町田町会では、近年若い世代が増加している
といった地区の特性などもあったことから、総合
的に判断して選定したものでございます。

◎3番(志村 洋子委員) 先ほども申し上げま

したが、ほかの町会からも、やはり若い住民の参
加を熱望している声がありますが、次年度以降も
継続していくのかお聞かせください。

◎市民協働課長補佐(齊藤 弘行) 継続してい
くのかということでございますが、これまでの取
組を通じて、子供のためならば地域や親が動く
ということが見えてきました。

こういった考えの下、今年度でございますけれ
ども、子供の思いをかなえるプロジェクト支援事
業を実施しており、引き続き若い世代が主体的に
地域や町会と関わりながら活動するための支援を
行っているところでございます。

町会が若い世代との関係構築に苦慮している
という点は、当課でも大きな課題と認識しており
ます。持続可能な町会活動の推進に向けて、効果
的な手法を検討しながら、今後も継続してまいり
たいと考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 若い世代とのコミュ
ニケーションに苦慮している町会は多数あります
ので、ぜひ継続して支援をお願いしたいという
のと、災害時の共助という意味合いも含めて、行政
からも若い世代へ町会への参加啓蒙を継続して
お願いしたいと思います。

◎15番(石山 敬委員) 私からは、2款3項
1目、68、69ページ、住民票等コンビニ交付導
入事業についてお伺いします。

この事業は新規事業で、さらには今年の3月か
らのスタートということで、説明書にあります、
この1,117通というこの数字について、まず、市
としてどのように捉えているのかお伺いいたしま
す。

◎市民課長(長利 博子) 市としてどう捉えて
いるかということですが、3月のコンビニ交付の
1,117通は、交付した証明書全体の約8%とな
りました。

導入前は約1割の利用を見込んでいたところで

すが、土日、祝日も駅前分室において証明書の取得ができる中で、サービス開始月としては一定の御利用をいただけたものと考えております。

◎15番（石山 敬委員） 全体交付の約8%ということで、私も個人的には、思ったより多かったのかなというふうに感じました。

この決算書を見ましても、ちょっと私のほうでこのランニングコストの部分を見つけられなかったのですが、実際ランニングコストがかかっているのか、また関連で、6年度以降も新たなものとか、これまでのランニングコストがかかっているのかについてお伺いいたします。

◎市民課長（長利 博子） ランニングコストについてですが、コンビニ交付のランニングコストとして、令和5年度は3月1か月分を支出しております。

内訳としては、コンビニ交付運営負担金及びコンビニ交付を行う事業者への委託手数料、住民票等を発行するためのシステムの使用料となります。

令和6年度以降は、これら費用のほか、システムの保守料を予算措置しております。

◎15番（石山 敬委員） 課長がおっしゃられた令和5年度の、ランニングコストの三つの部分、コンビニ交付運営負担金、事業者への委託手数料、システム使用料について、それぞれ幾らかかっているのかお伺いいたします。

◎市民課長（長利 博子） 内訳、金額についてですが、3月分のコンビニ交付の費用としましては、コンビニ交付運営負担金が39万8970円、コンビニ交付事業者への委託手数料が1通当たり117円で、交付数1,117通分で13万689円、住民票等を発行するためのシステムの使用料が1通当たり180円で、住民票と印鑑証明書の交付数950通分で17万1000円となっております。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

全国的には、2023年3月以降、住民票交付トラブルがあったのですが、弘前市はどうであったのか、たった1か月なのであれですが。また、証明書コンビニ交付におけるセキュリティ対策は万全なのか、その辺について最後にお伺いします。

◎市民課長（長利 博子） 誤交付が生じた自治体が使用しているシステムとは別の会社のシステムを使用しており、本市が導入したシステムにおいては、同様のトラブルは発生しておりません。

コンビニ交付のセキュリティ対策としましては、専用の通信ネットワークの利用、通信内容の暗号化で個人情報漏えいの防止対策を講じているほか、コンビニに設置されているマルチコピー機には個人情報が残らないことなど、対策がなされております。

◎16番（木村 隆洋委員） 決算書54ページ、2款1項4目、地域マネジメント人材育成プログラム構築業務委託料についてお伺いいたします。

先ほど成田委員からもかなり詳しい質疑があったので、重複しない範囲でお伺いしたいと思います。

先ほどの課長補佐の御答弁の中で、昨年度、まちなかキャンパスプロジェクトとして3事業、座学とか、またSTEPの事業も行っているというようなお話がありました。

この事業は継続事業だというふうに認識しているのですが、いつから行っているのか、そしてまた、これまでの参加延べ人数がどのぐらいいるのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） 事業がいつからということについて、まずお答えいたします。

まず、令和元年度から地域の将来を担う人材の育成を目的にということで、弘前大学と連携しまして大学生向けのプログラム、まちなかキャンパスプロジェクトを開始しております。

高校生を対象にした事業ということで、令和2年度から高校生の放課後まちづくりクラブSTEPをスタートし、以降、二つの取組を軸に実施しております。

続きまして、参加人数ということでお答えします。令和5年度までで、まちなかキャンパスプロジェクトには延べ145人の大学生が参加、放課後まちづくりクラブSTEPには延べ68人の高校生が参加しております。

このほか、令和元年度から実施しております、地域活性化をテーマとした高校生と大学生のワークショップのほうには延べ121人が参加しております、参加人数の合計は延べ334人となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） 令和5年度の決算なので、事業開始から5年間、STEP開始から4年間、今年度も事業としてやられていますので、先ほど伺って、大学生145人、高校生68人、ワークショップ121人、延べ334人と、かなりの学生の皆さんが参加されているなというふうな認識を持っております。

先ほどの成田委員の質疑の中でも、地域に残っていく人材とか、8割が残っているようなお話もありました。今後、またアンケートも行っていくということもありましたので、そこをぜひお願いしたいと思います。

これまで5年間行ってきている中での、参加している学生の皆さんの反応といったものが、どういふものがあるのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） 学生からの反応ということでお答えします。

まず、現在、事業終了後に行っているアンケートがございまして、そちらによると、「とても満足している」「やや満足している」と回答した学生は約9割となっております。

具体的な学生からの反応ということになります

けれども、幾つか。まず、「自分でイベントを企画して実践するというなかなかできない体験をできた」ですとか、「ほかの参加学生の意見から新たな発見があり、学校の活動では味わえない面白さを感じた」、そのほか、「地域をよくしたいという思いを持った大人の人も関わられたことで、自分の価値観が広がるいい機会となった」という意見がございました。

ほかにも、地元に着があるかという質問に対しまして、「とても愛着がある」と答えた学生の中には、「弘前には四季折々の祭りや行事、伝統工芸品など魅力的なものが多くあり、そういったものをたくさんの人に知ってもらう活動をしていきたい」という回答もあるなど、この事業によりまして、当市の魅力を再認識しながら様々な学びを得て成長することができたのではないかと認識しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、補佐の答弁の中で、9割が満足、やや満足ということで、やはり若い方が地域の担い手、人材になっていくというのは非常に重要な部分だというふうに思っております。

今回、質疑するに当たって、そういえばという関連で、地域の人材を育てていくというような、これは学生ではないのですが、そういえば同じような地域人材を育てる事業として、ひろさき未来創生塾があったというふうに認識しております。この事業は現在どうなっているのでしょうか。また、もし廃止したとすれば、その要因についてお伺いいたします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） ひろさき未来創生塾についてお答えいたします。

こちらのほうは、令和元年度からの2期4年間、まちづくり活動を自ら企画実践することで、将来的にまちづくりの当事者として活躍できるような人材育成を行ってまいりましたが、令和4年

度をもって事業を終了してございます。

要因というか、理由といたしましては、地域のために何かしたいなどと思いのある市民に対しては、自ら主体性を持ってまちづくり活動を行うための人材育成を実施することができた一方で、課題といたしまして、まちづくり活動を主体的に行うことは学業や仕事との両立が難しく、心身ともに負担が大きいということも見えてまいりました。

こうした状況から、まちづくり活動に意欲はあっても一歩踏み出せない方、主体的にまちづくり活動を行うことが難しい方など、地域にはまだまだ市民の力が潜在していると考えまして、令和5年度からは、その潜在化している市民力を引き出すため、既に地域で活動しております人や団体とつながりを持ち、徐々にまちづくり活動につなげていくような入り口として機能する仕組みを創出する、地域に踏み出す人づくり推進事業をひろさき未来創生塾に代わる人材育成事業として、現在実施しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 私からは、2款1項9目、63ページの一般コミュニティ助成事業費補助金について伺います。

まずこの事業、令和5年度の補助金の活用実績をお伺いいたします。

◎市民協働課総括主幹（山崎 幾子） 活用実績ということだったのですけれども、令和5年度は4町会に補助金を交付しております。

4町会の活用実績につきましては、三ツ森町会、中畑町会の2町会は集会所へのエアコン設置を整備いたしました。上桔梗野町会は、除雪機のほか、町会関係資料作成のためのノートパソコンを整備しております。上松原町会は、健康体操や歌謡教室などの各種イベント開催用として、ミキサー等の音響設備、映像設備、ポータブル電源等の備品を集会所に整備いたしました。

◎21番（蒔苗 博英委員） この事業は、870万円ほど、今のこの町会に、エアコンをはじめ様々なものが整備されたわけなのですけれども、たしかこれは宝くじの事業ということを知っていますけれども、この事業で、弘前市ではどれくらいのいわゆる応募があつて、どれくらいが採択になったのかということ、まずお聞きしたいと思います。

◎市民協働課総括主幹（山崎 幾子） 令和5年度事業に関しましては、申請希望の募集案内を令和4年度の初めに全町会へお知らせしておりました。同年7月まで応募受付をいたしました。

全部で6町会から応募がありまして、県から示された応募可能団体数が、当市は8団体であったため、全ての6町会について応募したところ、4町会が採択、2町会が不採択となっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） すごくいい事業、いわゆる公民館に様々な備品をつけられるという非常にいい事業なわけですが、弘前からまず6町会、そして4町会が採択というふうなことで、この2町会が不採択になったわけですね。

いわゆる採択・不採択はどのように決めているのか、その辺が分かりましたらお願いします。

◎市民協働課総括主幹（山崎 幾子） どのように決めているのかということですが、採択の審査はコミュニティ助成事業を実施する一般財団法人自治総合センターで行っておりまして、審査基準等を一切公開しておりません。

また、県内の申請を取りまとめる県の担当課におきまして、把握していないということを確認しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） そうですか。ということは、今おっしゃった自治総合センターで全てを行っているということによろしいわけですね。

ですから、6町会が申請して4町会が採択と

なったということでありますけれども、こんなにいい事業であれば、もっともっと各町会で、エアコンがついていないところがいっぱいあるから、あるいは除雪機がないところもいっぱいあるから、そういうところが申請すればいいのだと思うのですけれども、ただ、この不採択となった町会、今までも何回か不採択になっている町会はあると思うのです。この町会がその後どうしているのかというか、また申請しているのか、あるいは諦めているのか、その辺のところも分かりましたらお願いします。

◎市民協働課総括主幹（山崎 幾子） 不採択となった町会が、次年度再応募するかの選択に関しましては、町会の意向を尊重しております。諦められている町会も、中にはございます。ですが、次年度再応募となった場合には、申請に関わる優先順位を優遇する仕組みを形成しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 分かりました。

私の町会も以前に除雪機が当たりましたといいますか、採択されました。非常に町民も喜んでるし、すばらしい事業だと私は思っているのです。

ただ、宝くじ企業団ですか、何だか分かりませんが、宝くじのほうでそのお金を多分一括して全国のものを全国の中で青森県は何ぼ、青森県のうち弘前は何ぼというふうな形で多分決めていると思うので、今、こんなにコミュニティーがどちらかと言うと希薄化している中ですから、やはり町会のほうにもこの事業があるのだよということを積極的に、先ほどもお知らせはしていると言いましたけれども、もうちょっと分かりやすくといいますか、使ったほうがいいよみたいなことを、市のほうでも積極的に進めていただければなと思っております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 暫時休憩いたします。

〔午後 2時43分 休憩〕

〔午後 3時15分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、決算書70ページ、71ページ、説明書の69ページになりますけれども、立会人の手当というふうに書かせていただきました。

令和5年度は、3回の選挙があったと思います。私は町会の関係でいろいろやっているものだから、投票日だけではないのだけれども、投票所の立会人の推薦を依頼されるわけですよ。1人、2人だとまだいいのだけれども、それが3人、4人とたくさんになってくるとなかなか大変なものもあるのですが、そういう愚痴を言いたいのではなくて、当然、頼むに当たって、推薦するに当たって、本人に承諾を得ないと駄目なわけです。一体何時から何時まで投票所の立会人をするのか、そして手当というか報酬というか、それが幾らなのか、それらもみんなお話しして、やっていただけますかということで、いいよということになると、例えば市町会連合会のほうにそういうふうな、具体的な名前と住所とかをお知らせするわけです。

そこで、私も初めて気がついたのですが、例えばヒロロとか学習センターとかだと、立会人の拘束される時間が違うのかな。東小学校もございすけれども、大体3か所ぐらいに推薦人を依頼されるのですが、拘束される時間も違うし、お金も当然違うのですよ。立会人が頂く、手当と言っていいのかわかりませんが、ちょっと分からないのだけれども、それを時間数で割り算すると、最低賃金を下回っているのです。いいのだろうかと思ってしまいます。こちらはそれでなくてもお願いするのに心苦しくて、立会人がただあそこにいてという

言い方もおかしいけれども、監視している、むしろ何か簡単な事務作業でもしていたほうが、どんなに気晴らしになって、気持ちの上で負担が軽いか分からないのですが、そういう立会人に対して、これは最低賃金制度に違反するのではないかと思うのです、拘束時間で割り算すると。その点について、前にもお話ししているので、もう答えは用意していると思いますので、御答弁をお願いいたします。

◎選挙管理委員会事務局次長（笹 広人） それではお答えします。

まず、立会人の報酬の計算ということなのですが、当選挙管理委員会では、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条、選挙長等の費用弁償額に規定する費用を参考としております。

最低賃金を下回っているのではないかというお話ですが、選挙の投票立会人の報酬は、雇用関係をなす労働者へ示されている最低賃金ではなく、国で示された選挙長等の費用弁償額を参考としております。

◎14番（畑山 聡委員） それを参考にしていう答えを前にも聞いた覚えがございますが、拘束されているのです。実際の時間よりも30分前に来てくれとか。だからその実態は、拘束されたときから従属労働です。それに準拠しているという話だけれども、一番要の原理原則であるその従属労働であるという認識が、もしそれでまかり通っているのだったら国会が駄目なのではないですか。きちんと元を直していただかないと。甚だしく、最低賃金制度に違反している。従属労働ですよ、これ。拘束されているのだから、自由が利かないのだからと思いますが、いかがお考えになりますか。

◎選挙管理委員会事務局次長（笹 広人） 国では、3年ごとに物価の変動等を踏まえ、参議院選

挙前に執行経費の基準を見直すこととしております。

この各経費の見直しがあった際、当市においても国で示している費用を参考に検討してまいります。

◎14番（畑山 聡委員） 弘前市の場合には参考にしていう話ですが、別に参考にして構いませんけれども、それ以上の金額を払ってはいけないということはないのだろうと思うのです。その点が、認識がかなりずれているのではないかと。

国会を責めても仕方ないのですが、参考にして構いませんが、それ以上を払ってはいけないということが書かれているのでしょうか。

◎選挙管理委員会事務局次長（笹 広人） 今回、駄目なのではないかということなのですが、こちらの国で決めている執行経費につきまして、それを算定基準として市の選挙の執行経費を見積もっております。

これを、仮に高くしたにしても、それはできると思うのですが、全部市の費用の負担にも跳ね返るということなので、その辺を加味して、今は国の基準を基に行っております。

◎14番（畑山 聡委員） 市の費用に跳ね返ると、その言葉はあまり聞きたくなかったけれども。きちんと手当てすればいいではないですか、予算で。おかしいよ、それは。まるでそういう基本的なことがなっていないのではないかなと私は。あまり言いたくないのだけれども、やる気があるのだろうか、一般質問にしてもそう思うのだけれども、それは言えないのでなかなか言えませんけれども、本当にこの方はやる気があって答弁しているのだろうかと思います。

きちんと市の費用に跳ね返るというのであれば、それなりに予算を組めばいいだけの話ですから、何も問題ないですよ。ぜひともこれは、関係

予算案をつくるときに、きちんとした対応をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。次は決算書53ページ、説明書の46ページになります。

今回、かなり詳しく見ていたら、弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業というのが目に入ってきました、この説明書、随分懇切丁寧に書いてくださっていて、要するに婚姻が成立するように、男女の出会いを創出していると。これによると、お見合いが88回、そして成功までたどり着いたのが3組であると。

出愛サポーターというのがありますが、出愛サポーターが何かよく分からないのだけれども、47名いると。

費用対効果ということで言えば、あまりよくないのかなということで、前もって、企画課長にはどういうことを聞くか全部お話ししてありますので、具体的にその内容、お見合いの内容であるとか、どういう対応でやっているのかとか、できれば具体的にお話ししていただければと思います。

◎企画課長（白戸 麻紀子） お見合い支援を行うひろさき広域出愛サポートセンター、それから婚活イベントについては弘前圏域定住自立圏構成8市町村で連携して行っている事業でございます。

まず、お見合いの具体的対応ということで、出愛サポートセンターが行うお見合いは、1対1のお見合い支援でございます、会員が異性のプロフィールカードを見てお会いしたい相手を見つける、もしくは、今、委員がおっしゃった出愛サポーター、こちらはボランティアで対応していただくお見合いの立ち会いですとか、婚活をされている方への助言ですとか、そういうことをやられるサポーターが引き合わせたい方を見つける、そういう形でまずお見合いのスタートとなります。

サポートセンターの方が、お見合いを申し込ま

れたお相手に連絡を取って、お会いしたいかどうかを確認します。この時点でお相手が、申し込んだ方のプロフィールを確認して、お会いしたいかどうかを確認するのですけれども、この段階でちょっと感覚的なものになりますけれども、半分はお断りするような状況となっているとことです。この場合で、めでたくお会いしたいといった場合には、お見合いに進みます。

お見合いのやり方としては、サポーターが立ち合って、その場では本名ですとか電話番号等の連絡先の交換はいたしません。その後のいろいろなトラブルを防ぐということで交換をしないのですけれども、お見合いが終わった後、サポーターのほうへ、またお会いしたいかどうかというのをそれぞれから連絡をいただいて、それで双方がお会いしたいといった場合には、まずは連絡先交換ということで、お友達から交際をスタートしていただくこととなります。

続きまして、婚活イベントのほうなのですが、婚活イベントについては、サポートセンターのお見合いは、やはり先ほど説明したとおりプロフィールから入るので、条件から入るということで、その段階で、かなりお断りというか選ばれない可能性もありますので、イベントについては会員登録がなくても参加できて、一度に多くの方とお会いできるというもので、婚活イベントを開催しております。

圏域8市町村が連携してやっているということで、令和5年度、西目屋村で水陸両用バスでクルージングというような形にあるように、各市町村の資源を使った内容としてやってございます。

令和5年度は、その水陸両用バスでクルージングをして、ピザ作りですとかワインパーティーの交流をするイベント、それから当市のれんが倉庫美術館の隣のカフェのほうで、人気ラジオパーソ

ナリティーが司会をして交流をするという二つのイベントを実施しておりまして、それぞれ参加者が10名、シードルのほうが40名ということで、カップリングが合計で10組というふうになっております。

◎14番(畑山 聡委員) しっかりとした内容で、ありがとうございます。私が予想している以上に詳しい内容でございました。

お見合いの場所は、どこでお見合いしてるのでしょうか。

◎企画課長(白戸 麻紀子) お見合いは、主に喫茶店とかホテルの喫茶コーナーとかという形が多くなっております。協賛団体ということで、そのお見合いをするときに、通常よりもケーキセットですとか、そういうのを割り引いて提供してくださっているところもございます。

◎14番(畑山 聡委員) ありがとうございます。いろいろ詳しい内容で、十分理解しました。

プロフィールの話が出たときに、外野から、あ、それでは駄目だと、うまくいかないわと、そして前、聞き取りに来たときにも、私もその話をしました。プロフィールを最初に見せてしまったら、先入観を持ってしまうから駄目だよと。結婚したらプロフィールなんか関係ないよと。ですから、生の人間同士が何も先入観を持たずに会ったほうが、私はいいと思います。ですからやり方に、ちょっとよく分かっていない方が、あまりに四角四面に、まずはプロフィールから、その次は何か、その次は何か、何かお役所的な感じが漂っていて、それだとうまくいかないだろうと思います。

そして、報酬と委託料とございますが、これはどなたにお支払いになっているのでしょうか。

◎企画課長(白戸 麻紀子) まず、出愛サポートセンターのほうはヒロロの3階にございまして、2名の会計年度任用職員がおりますので、こ

ちらの2名分の給与というような形になっております。

委託料につきましては、サポートセンターの会員を増やすためにSNSの広告等を実施しておりますので、その委託料となっております。

◎14番(畑山 聡委員) ありがとうございます。

ぜひ、この弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業、なかなかいい制度だと思います。いいことをやっているなと思います。ただ、ちょっとやり方に、多少問題があるのかもしれない。私だったらプロフィールは、絶対最初に見せません。民間で昔やっていたのも、プロフィールはあまり教えないです。見てしまうと先入観を持ってしまうので。まず、身長が高くないと駄目だとか、収入が高くないと駄目だとか、高学歴でないと駄目だとか、何か変な先入観を持ってしまうので、生の人間同士で最初に会って第一印象をどう思ったか、これがとても大事なことだろうと、私は経験上そういうふうに申し上げることができるかと思います。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

◎9番(竹浪 敦委員) 私からは、まず2款1項1目、46ページにあるストレスチェック、説明書で言えば34ページになります。ここについて質疑いたします。

平成27年より義務づけられたと書いておりますけれども、かつ受けられた方も、1,750人の利用があるというふうになっております。たしか私も、昔、公民館職員のときに受けた記憶があって、会計年度職員の方も受けられていると思うのですけれども、このストレスチェックについてなのですけれども、受けた後の、市としてどのような分析をして、市の見解はどのようなになっているかお聞かせください。

◎人事課長(福士 太郎) ストレスチェックにつきましては、労働者のストレスの程度を把握し

まして、メンタル不調となることを未然に防止することを目的として、常時使用する労働者が50人以上の事業者において、労働安全衛生法によりその実施が義務づけられております。

当市においても平成28年度から、短期雇用の職員を除きまして、会計年度任用職員を含む全職員を対象に毎年行っているところであります。

ストレスチェックの診断業務については、委託として随意契約により弘前市医師会と委託契約を締結し実施しております。

令和5年度のストレスチェック診断の実施結果につきましては、対象となる職員全員に調査票を配付し、未提出や受検しないと回答した職員を除きまして、実際にストレスチェックの診断を受けた職員は1,291名でありました。

診断の結果、高ストレスと判定された職員数につきましては、具体的な人数は申し上げられませんが、厚生労働省のマニュアルでは、各事業所において、上位10%程度を高ストレス者と判定する評価基準が示されておりまして、当市においては12%程度が高ストレス者と判定されております。

この診断結果に基づきまして、職員個人が特定されることのないよう、各部や課といった所属に、集団単位で集計・分析を行いまして、担当する業務の量的負担や、同僚や上司など、職場における支援の程度など、そういったことからストレスの度合いを判定しまして、各所属における総合的な健康リスクを数値化することで、職場環境の状態を分析しております。

また診断の結果、高ストレスと判定された職員のうち、希望する者については個別に面接指導も行っております。

市としては、分析結果につきましては各所属の長へも提出しまして、職員の健康管理や働きやすい職場環境の整備に向けて活用していただいております。職員のメンタルヘルス不調の原因に

は、職員個人により様々その原因が異なるものではありますが、ストレスチェックの実施が職場環境の改善やメンタル不調の未然防止につながっているものと考えております。

◎9番（竹浪 敦委員） 1,750人に対して1,291人というのは、思ったより辞退される方が多かったのかなと思うのですが、私も受診したときに思ったのが、私はそんなにストレスがないと思っていたのですが、結果が結構高ストレスというふうに戻ってきて、やはり知らない間に、自分は大丈夫と思って高ストレスを抱えている方が多いのだと、潜在的なものがあるのだなというのを感じたので、このストレスチェックというのは、なかなか重要なものだと思っております。

その中で、決算書の内容のところに、診断業務委託料、あと面接指導業務委託料、先ほど医師会の下、やっているという話なのですが、この辺の二つの予算が、決算として上がっているのですが、この委託されている方々というのは、どうい

う方が対応されているのでしょうか。

◎人事課長（福士 太郎） 今、委員からお話がありました、まず診断のほうは医師会のほうにお願いしておりますけれども、その後の面接指導のほうの業務委託については、ストレスチェックの診断の結果、高ストレスと判定された職員については、ストレス反応に対する対処行動の手助け、どうしたらいいかということの手助け、また健康への影響を未然に防止するため、産業医の資格を有する医師、または精神科、もしくは診療内科の医師が面接指導に当たることとされております。

当市においては産業医業務も出しているのですが、産業医業務の委託先であります医療法人聖誠会との随意契約により業務委託を締結しまして、面接指導については聖誠会の医師が行っているところであります。

◎ 9 番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。今、パワハラだとかモラハラだとか言われる中で、随分職場環境の改善というのがうたわれておりますが、先ほど言ったように、受診されている方で、辞退されている方が多いので、なるべくであれば皆さんが受診できるように進めてもらえればと思います。

この質疑は以上にしまして、次に行きたいと思います。

2 款 1 項 3 目、52 ページにあります、旧小友小学校玄関前広場除雪業務委託料、これ、決算で、ぽろっと急に除雪という、廃校の除雪が上がってきていたのですが、これは何でしょうか。ちょっとお願いいたします。

◎ 管財課長（太田 泰輔） こちらの除雪業務委託料でございますけれども、市の公文書につきましては、これまで土手町倉庫のほうに保管しておりました。こちらの土手町倉庫のほうが、健康づくりのまちなか拠点整備事業によって解体されることになりましたので、新たな文書の保管場所として、旧小友小学校を文書保管場所として定めまして、そちらのほうに文書を持っていったのですが、持っていった時期が冬ということでありましたので、除雪が必要ということで、持っていく日にちに合わせて、事前に 3 回ほど除雪をしたものでございます。

◎ 9 番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。何か大きい活用があるのかと思って期待してあれなのですが、それであれば質疑は以上です。

続きまして、2 款 1 項 4 目、55 ページにあります、大学コンソーシアム学都ひろさき活性化支援事業費補助金、説明書が 53 ページになります。これについて質疑をいたします。

以前より大学関係に関して、大学コンソーシアムという名前が上がってきます。私もいろいろな関係で、大学生との付き合いとかもあるもので、

付き合いのある中で、いろいろな事業をやっている中で、この大学コンソーシアムという名前が、思った以上にあちこちから上がってくるのです。

改めてというわけでもないのですが、この大学コンソーシアムの学都ひろさきの組織と事務所、もし分かれば構成しているのが誰々なのか、あと構成員の人数、その辺が分かたらお願いいたします。

◎ 企画課長補佐（土岐 博志） 大学コンソーシアム学都ひろさきの概要等についてということでございます。

まず、組織ということで、大学コンソーシアム学都ひろさきは、市内の大学が相互に連携しながら、学生同士の交流などを通じた学園都市の環境の充実、それから地域への貢献を図るといった目的で、平成 19 年 10 月に設立された団体となっております。

事務所ということでございますけれども、まず先に構成ということでお答えしますが、構成については、弘前大学、弘前学院大学、柴田学園大学、弘前医療福祉大学及び放送大学青森学習センターの 5 大学で構成されております。

事務局ということでお答えしますが、事務局のほうは弘前大学の社会連携課が事務局となっております。

人数ということで、事務局というか、コンソーシアムを運営するに当たって運営委員会というものが、5 大学と市で構成されているのですが、5 大学と市で構成されているのですが、こちらのほうの人数が、委員が 11 名プラス事務局 1 名となっております。

学都ひろさきに対しては、市としても様々な補助金を交付して活動を支援しているというところでございます。

◎ 9 番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。

説明書の中で、このコンソーシアム学都ひろさ

き活性化支援事業費補助金の中の事業内容として、学生地域活動支援事業というのがあります。この活動の内容についてお伺いいたします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） 学生地域活動支援事業の内容ということでお答えいたします。

この事業は学生が主体となって企画し、実施するまちづくり活動に係る経費の一部を支援する公募型の事業となっておりまして、学生5人以上で組織された団体が応募できることとなっております。

また、交付額の上限は10万円となっております。応募のあった事業は、先ほど言った運営委員会の中で、市の職員とか各大学の教員などが審査を行い、採択を決定しております。

令和5年度に実施した内容でございますけれども、防災救急教室や防災出前講座といった防災に関するものですか、多世代交流での居場所づくり、それから地域住民を対象とした健康づくり活動などが実施されております。

◎9番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。

最初の質疑で、大学コンソーシアム学都ひろさきの構成というので5大学あるということでしたが、この学生地域活動支援事業を実施した大学の内訳についてお伺いいたします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） 大学の内訳になります。

5年度に当該事業を実施している大学でございますけれども、まず弘前学院大学が2団体、弘前大学が1団体、それから弘前大学と弘前学院大学の学生で構成された団体が1団体、医療福祉大学が1団体、医療福祉短期大学が1団体となっております。

◎9番（竹浪 敦委員） やはり一番人数の多い弘前大学にもっとこういうのを活用してほしいなと思いますので、もっと大々的なアピールのほ

うをお願いいたします。

この質疑は以上にしまして、次に行きます。

続きまして、2款1項4目、55ページにあります、ひろさきローカルベンチャー起業事業費補助金。説明書が、ちょっと戻って46ページになります。こちらについてお伺いいたします。

この中の説明書を見ると、地域おこし協力隊委嘱隊員の市内での起業及び定住の促進を図るため、起業に要する費用を支援と書いてありますけれども、今回の決算で出た分も含め、これまで地域おこし協力隊が具体的にどのような起業をしてきたのかお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） ひろさきローカルベンチャー育成事業の中での起業ということで、まず、令和5年度に当該補助金を活用して起業した方は御夫婦でして、アート関連の企画・運営、グラフィックデザイン、空間デザイン、それから、ものづくり教室やワークショップの企画・運営、地域の文化や工芸を基にしたオリジナル商品の製造・販売などを行っております。

令和3年度、4年度に起業した方は4名おります。

まず、1人目としましては、りんごの生産、加工、販売、輸出入を行いながら、体験農園を運営してりんご関連ツアーの企画・運営を行っている方。

続いて、ゲストハウスの運営に、インターンや関係人口受入れなどの地域活性化プロジェクトを実施している方。

続いて、有機ニンニクを中心に農産物を生産、加工、販売するとともに、若者の就労を伴走型で支援する事業を行っている方。

それから、個人の好みに応じたフィッティングサービスをしながらワイン販売をされ、ワインスクール等を経営されている方ということで、合計6名が起業をしている状況となっております。

◎9番（竹浪 敦委員） 今の事業内容を聞いても、本当に地元の特産を使ったり、そういった加工をしている、起業をされている方というのがほとんどなのですけども、起業をしているということは、やはり自営業にしても会社を運営することになりますけれども、この起業をした方を見て、市としては、こういった起業活動の経済効果というのはどのようにお考えでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、今、説明しました、各種起業した事業による経済効果もさることながら、例えば先ほどりんごを生産している方については、弘南鉄道とりんご畑を掛け合わせまして、鉄道利用者向けの農作業体験を克蘭ピオニー津軽の体験コンテンツとして運営したり、例えば、菊と紅葉まつりですとかまちなかピクニックといったイベントの中で地域や他団体と連携するなど、新たな人や企業、地域とのつながりが生まれて、新しい取組が創出されている事例もあります。こういったことから、これらによる経済効果は大きいものと考えております。

それ以前に、前提としまして、3年間の任期を終えて、8名が当市に定住していると。中にはお子さんのいらっしゃる方もいますので、そういった日常生活というか、生活に係る部分での経済効果というものもあるというふうに考えております。

◎9番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。本当に地域経済にも貢献しているということで、すばらしいことだと思います。

今回、決算において、この質疑をしたのが、起業するということで、ちょっと去年とかすごく私、気になっていたのですけれども、2023年9月に、発信元はエックス、旧ツイッターですけども、御存じの方も多いと思うのですけれども、高知県で地域おこし隊がカフェを運営して、ちょっと地元行政とNPOのトラブルで追い出された例

があるのを御存じの方もいらっしゃると思います。

そういった地元のトラブルで、経営していたお店や会社が急に運営できなくなるという例もあるのですけれども、その一方で、そのタイトルというのが、田舎はやはりこうなのかというのがすごく取り上げられたのです。たしかメディアでも上がったと思うのですけれども、どうしても田舎で急に会社を起こすということで地元との、先ほど成田大介委員もさらっと言ったのですけれども、地元との温度差というのがなかなか重要で、そういった部分で、やろうと思っていた起業が途中でできなくなったりとかというケースもやはりあるようです。

ちなみに弘前において、今、御説明にあった起業された方の経営状況というのはどのようななっていますでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 補助金を交付していますので、交付要綱に基づきまして、起業後3年間、市のほうに毎年度の事業の状況を報告することになってございます。

現在のところ、経営状況が悪くて事業を終了したという方はいない状況となっております。

◎9番（竹浪 敦委員） 全部うまく運営しているということですが、ちなみに、ないと思うのですけれども、これは途中で経営ができなくなった場合、店を畳んだり会社を畳んだりする場合は、何かペナルティーとかそういうものは発生するのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） こちらも補助金の交付要綱におきまして、営業開始日から起算して3年間に市に居住すること、それから3年間営業を継続することということを要件としております。

これを満たせなかった場合は、3年に満たなかった期間分に相当する補助金を返還していただく旨を規定してございます。

◎9番（竹浪 敦委員） もう一つ、先ほどいろいろ地域との絡みとかというのもあるという話をしたのですけれども、この事業の運営に当たって、起業に当たってのサポート体制というのはいかになっているのかお尋ねします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） このプロジェクトは、地域おこし協力隊の身分として、プロジェクトを実施してきた中でサポートを行っております。Next Commons Labが引き続き支援を行っているほか、市においても定期的に情報交換や事業の進捗状況を確認して、必要なサポートを行っております。

また、このように起業した方々とは市の各種事業でも連携しながら、安定した事業活動と定着につながるように努めておるところです。

また、令和6年2月に任期を終えた隊員2名が、現在起業の事業補助金を活用して、この後シードルの醸造所兼カフェを運営する準備を行っておりますので、こちらのほうも丁寧にサポートしながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎9番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。

たしか去年か一昨年、旧弘前偕行社で地域おこし協力隊の活動事例の発表会というものがあったと思うのです。それを見て、やはりこういった地域おこし協力隊という方の活動を見て、すごくいいと思う反面、先ほど言ったように、どうしても前のめりで、新しいものを地域に持ち込んでくるというので、これが果たして地域に受け入れられるかというのが非常に危ういところがあると思うのです。

私としてはやはり、せっかくこうやって補助金を出しているのであれば、ただ事業に対してのアドバイスや補助だけではなく、その地域に関する、地域と地域おこし隊とのつながりというもの

にもうちちょっと目を見張ってもらって、もっと地域との絡みに気をつけていただいて、今後地域おこし協力隊が地元でもっと活躍できるような環境をつくってほしいと思っております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 49ページ、2款1項2目、時間外勤務手当について確認をさせていただきたいと思います。

ここ最近では、サービス残業だとかサービス勤務というのがなくなったというふうに感じております。その確認をさせていただきたいわけですが、前年度においてサービス残業、サービス勤務、土曜日、日曜日、祝日に勤務をした者の手当・賃金が支払われていないという例があるのか・ないのか、お知らせをいただきたいと思います。

◎人事課長（福士 太郎） 時間外勤務手当について、いわゆるサービス残業というものがいないのかということの御質疑でございます。

時間外勤務につきましては、所属長の権限として命令を行って、実際に職員が従事するというような形になっております。

突発的に時間外が必要な場合であっても、事後の確認にはなりますけれども、実際に時間外勤務に従事した時間は、適正に申請・申告の上、命令を事後処理して、サービス残業というのはないものと考えております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎7番（竹内 博之委員） 私、決算書55ページの2款1項5目、支所及び出張所費。

予備費が上がっていきまして、予備費を何に使っ

たのかというのが一つ。

これはちょっと財政課に聞きたいのですけれども、この予備費を充用する基準とか、そもそも予備費はどういう目的というか趣旨、一般論でいいので、補正予算とかで対応しない理由ということも併せてお聞きします。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） 予備費の利用ということになるかと思えますけれども、御所温泉のポンプが故障いたしまして、水中ポンプが故障し、源泉から温泉をくみ上げることができなくなったことから、温泉用水中ポンプを更新するとともに、源泉の水位計を確認し、安定した施設環境を維持するために水位計を設置したものでございます。

◎財政課長（種市 穂） 予備費の充用の関係ですけれども、まずやはり緊急性というところと、金額の部分で、やはり議員の皆さんに専決とか、そういう報告するべき内容とか、そういったものを精査した上で、緊急性と金額、あとタイミングということを総合的に判断して、予備費の充用に至っております。

◎7番（竹内 博之委員） 通告しなかったのですみません、急な質疑になって。

財政課通知文というのが予備費が充用されたときに、今であれば議員向けにタブレットに来るのですけれども、これは11款に予備費が全部載っているのですけれども、この財政課通知文は、予備費を使ったときに全部来るという認識ですか。

何が言いたいかというと、金額によって通知文を出していないケースもあるのかなという、その確認も兼ねてちょっとお聞きします。

◎財政課長（種市 穂） 議会が開催されるまでに、それまでに充用した分を報告しているという形になっていますので、充用してしまったやつは、常に4半期ごとの議会に報告しております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、弘前さくら

未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 決算書、54ページになります。2款1項4目、説明書のほうで44ページに、いいかも！！弘前応援事業（ふるさと納税寄附金推進事業）と記載されています。

決算書のほうには、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料ということで載っていますけれども、説明書を見ると、コース別寄附実績ということで1番から8番まで記載されていますけれども、返礼品を送るに当たって、この1番から8番まで来た場合の返礼品というのは、各コースにおいて変わってくるのですか。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） ふるさと納税に関するコース別の返礼品ということでございます。

この各八つのコースは、市の財源に充当するためのコース分けになりますので、このコースに応じて返礼品が変わるということはございません。

◎12番（齋藤 豪委員） この返礼品というのは、主にどういう返礼品が使われているのかお聞かせください。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） ふるさと納税に関する返礼品ということなのですが、主にりんごの関係のものがほぼ大部分を占めております。りんごの生果が75%くらい、あとはりんごのジュースだとか、加工品を含めても17%くらいの割合になっておりますので、ほぼりんご関連が、かなりの割合を占めている状況になっております。

◎12番（齋藤 豪委員） 少し小耳に挟んだの

ですけれども、昨年随分りんごが高かったということで、頂いたお金に対して、返されたりんごの品質が随分悪かったというようなお話を聞いたのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） りんごの返礼品に関する苦情といいますか、品質に関するお問合せなのですけれども、確かに数件ございます。

例えば、訳あり商品等の発送において、ちょっと思っていたのと品質が違ったりとか、あと、少し柔らかいとか、そのような御意見等は頂いております、その都度、市のほうでは対応はさせていただいております。

◎12番（齋藤 豪委員） 返礼品の絡みなのですから、生果が75%でしたか。返礼品ということで生果を、返礼品を送っていただく業者というのは、何者程度から送ってもらっているのですか。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） 実はりんごだけの返礼品の業者というのは、ちょっと今資料を持ち合わせていないのですけれども、全部の商品でいきますと126者ございます。

◎12番（齋藤 豪委員） いや、びっくりしました。

ただ、126者もありますと、逆に返礼品をどの業者に振り分けるのかなというのが大変かなという思いもするのですけれども。

あと、クレームが来た場合、その業者に対する注意といいますか、ペナルティーといいますか、そういうのはされていますでしょうか。

◎広聴広報課長補佐（葛西 砂織） ふるさと納税の返礼品に関して、申込みの件数が多いものですと、訳ありの生果のりんごが非常に人気の商品として出ております。

その中で、先ほど申し上げましたとおり、昨年特に猛暑の影響で、りんごのほう柔らかかった

り、訳ありの程度がちょっと大きく出ているものが寄附者のほうに届いた場合には、委託しておりますコールセンターのほうに寄附者のほうから御意見等を頂いております、そういった状態のものがあれば写真等をお送りいただいて、その商品の状態を見て、やはりあまり程度のひどいものであれば再送していただいたりといった形で、事業者のほうに連絡を取って、再送するなどの対応をさせていただいております。

申込みの後に、寄附者のほうから市で利用しておりますポータルサイトのほうに、例えば御意見等があったりしましたら、そういった御意見に対してコメントをお返しするような形で対応はしております。

事業者に対するペナルティーという形では、特段対応というのは、今の段階ではしていない状況でございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 大変、対応には苦慮するところだと思いますけれども、送られた先では、これが青森、弘前のりんごなのだという思いで食べられる方が多いので、その辺は十分、青森、弘前のりんごというこだわりを持った商品をしっかり送ってもらうように指導をしていただければと思います。

あと、次に1番から8番までありますけれども、この内容をいま一度お知らせくださいますか。1番の健康都市応援コースはどういうコースなのか。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） 八つのコースの内容なのですけれども、一つ目、健康都市弘前応援コースは、健康とまちのにぎわい創出事業のほうに充当させていただいております。

次に、2番目のがんばる弘前応援コースについては、地域エネルギープロジェクト事業化支援事業とUターン就職等支援事業のほうに充当させていただいております。

三つ目、弘前4大まつり応援コースは、弘前城菊と紅葉まつり開催事業のほうに充当させていただいております。

四つ目、日本一の「りんご」応援コースですが、りんご生産対策事業と弘前産りんご消費拡大戦略事業に充当させていただいております。

五つ目、日本一の「さくら」応援コースですが、弘前公園さくら研究・育成事業に充当させていただいております。あとは弘前公園整備事業のほうにも充当させていただいております。

六つ目、弘前子ども未来応援コースですが、子供医療費給付事業に充当させていただいております。

七つ目、石垣普請応援コースですが、弘前城本丸石垣整備事業に充当させていただいております。

最後に、現代アートコレクション応援コースですが、これは、れんが倉庫美術館等管理運営事業のほうに充当させていただいております。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

各コース、様々な特色ある弘前市の事業に使われているということで、寄附された方も、そのような思いで寄附されているのだと思うのです。そういった場合、あなたから頂いたお金はこのように使わせていただきましたみたいなお礼のお手紙などは出しているものでしょうか。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） 今、説明いたしました八つのコースの使い道については、ホームページ等では公表して、このような財源に充当させていますというのは公表させてもらっていませんけれども、個別に寄附者の方にお手紙までは、ちょっとやっていないのが現状でございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 大変難しい問題かと思えますけれども、せっかく心あって寄附いただいている方にはしっかりとそういう、できれば、

簡単でいいのでお手紙でも出して差し上げるとか、もしくは、また今年度もこういうふるさと納税の応援の仕方がありますよみたいなアナウンスと一緒に、つなげていくというようなところもあっていいのではないかなというふうに思います。

◎24番（三上 秋雄委員） 57ページ、2款1項5目、たしかこれ、竹内委員も今質疑したのかなと思っていました。

御所温泉整備工事の内容について、ちょっと伺います。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） 御所温泉の既存の水中ポンプが故障し、源泉から温泉をくみ取ることができなくなったことから、温泉用水中ポンプを更新するとともに、源泉の水位を確認し、安定した施設環境を維持するために水位計を設置したものであります。

当初、水位計の設置のため275万円を計上しておりましたけれども、先ほどの質疑にも関連しますけれども、予備費を623万7000円流用しまして計898万7000円の予算で入札・契約を行っております。契約額は、863万5000円となっております。

◎24番（三上 秋雄委員） 御所温泉、これは何回目ですか、ポンプの交換とか故障があったのは。今で何回目ですか。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） これまで、相馬庁舎になってからは3回目のポンプの故障ということになっております。

最初が平成27年、次が令和2年、令和5年10月ということになっております。

◎24番（三上 秋雄委員） 今まで過去3回ということで、ポンプというのはこう壊れるものですか。短期間に3回もという。

この短期間の3回という形の中で、何が原因であったのか調べてみましたか。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） 故障の原因という関係になるかと思いますが、これまで、当初温泉の源泉の水量は、一定の水量が上がっていたわけですが、途中から、10年ほど経過して、やや水量が下がってきた。その状態で、従来からつけてきたポンプというふうなのが現状に合わないというふうな状況で、その状態でくみ上げていたことによって、ポンプに負荷がかかったということで、業者のほうからは、それが原因であるというふうに伺っております。

今回、ポンプを設置したのは、ちょっと今までよりスペックダウンしたポンプを設置してくみ上げる形にしたので、今後は、同様の形でのトラブルというふうなのは発生しないというふうに見込んでおります。

◎24番（三上 秋雄委員） 今、補佐のほうから、今後はこういうことがないのだというお話を頂きました。それを信じていますけれども。

ポンプの性能に合わない、負荷がかかったという、2回目かな。前にも話が出たのですが、でも業者の言いなりでポンプを入れたら駄目ですよ。そういう話がありましたので、同じ業者ですか。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） 前回と異なる業者を使っております。今回の業者は、津軽防災設備になっております。

◎24番（三上 秋雄委員） 違う業者だということで、今までの業者はなくなったのかな。最初からずっとやってきた業者が、一番中身を分かっていると思いますけれども。変わった理由もきちんと話してください。入札なので変わったのか、それとも、こっちのほうで、理事者のほうで、これはうまくないと。ちょっとその変わった理由を。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） 前

回と業者が異なるということかと思うのですが、指名競争入札により契約を発注しておりますので、公平な形で契約を行っております。

◎24番（三上 秋雄委員） では、1回目も2回目も同じということではよろしいですか。業者は指名入札で、1回目は壊れて、2回目の業者は、違ってあったのかな。そこ、すみませんけれども、よろしく。

◎相馬総合支所総務課長補佐（田澤 千佳） 最初の業者が開成技術株式会社です。2回目は弘青さく泉工業所という会社でございます。3回目は津軽防災設備でございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 御所温泉ではこういうトラブルが度々あるのですよ。地域の人たちも困りますので、きちんとした整備をしてもらわなければ駄目ですよ。また管理も、よろしくお願いしたいなと思います。

これについては、前から指摘はしてはいたけれども、3回目はさすがに頭にきたのですけれども、新しくしなければ使えないということで、これで終わりにしてください。できるだけ長寿命化で、温泉を地域の人に提供してください。よろしくお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎26番（工藤 光志委員） 決算書の45ページから46ページにかけての一般管理費であります。

まず先に、その中の報酬、給与、職員手当等、さらには人事給与管理システム改修業務委託料というのをお聞きしたいのですが、このことは、い

いわゆる再任用職員のことなのですが、弘前市役所の職員として、法定定数は何人なのか、法定定数の中にこの再任用職員が含まれるのか、そして再任用になった職員で、役職がついて再任用になった方の人数、その階級も含めてです。その方々の給与の体系はどうなっているのか、それから諸手当はどうなっているのか、まずそれをお聞かせください。

◎人事課長（福士 太郎） 再任用職員についてということで御質疑にお答えいたします。

まず、最新の令和6年4月1日現在の定員ということでお話しさせていただきます。

正職員と、あと再任用職員のうちのフルタイムの職員につきましては、定員が1,247名で、実員としては1,264名となっております。

一方、再任用の短時間勤務職員のほうは定数内となっておりますけれども、同じく令和6年4月1日現在、定員のほうが28名、実員が24名となっております。

次に、再任用の役職のほうです。今年度からは定年延長ということで、再任用職員と、あとは勤務延長ということで60歳以降、61歳が定年となる職員もおりますけれども、役職のほう、令和6年度で申し上げますと、再任用職員が部長級1名、課長補佐級3名、主幹23名、主事・技師級21名、あとは定年延長職員が課長補佐級14名、主幹が1名、係長級が2名となっております。

次に、再任用職員の給料の関係も令和6年度の基本給月額で申し上げさせてもらいますけれども、月額で再任用職員のうち、部長級が35万8000円、課長補佐級が29万700円、主幹が27万5600円、主事・技師級が21万6200円となっております。

なお定年延長職員につきましては、それぞれ60歳到達時の7割水準の額となっております。

手当のほうにつきましても、正職員に準じて支

給となるものであります。一部、扶養手当等対象とならない手当もありますけれども、基本的には正職員に準じるものとなっております。

◎26番（工藤 光志委員） 分かりました。ありがとうございます。

次に、この報酬の中に非常勤職員の報酬がありました。非常勤職員というのは、どういう身分の方なのか。いわゆる常勤でないので、パートであっても、短時間であっても、ここに勤めに来る方は、私は常勤だと思っていますが、非常勤職員の身分はどういうふうな身分なのか。

それから、諸手当のことなのですが、この中に勤勉手当というのがありますよね。各課に勤勉手当があります。職員であれば当たり前に、我々だとしても、農家の人でも、誰でも、どういう事業所でも、勤勉手当はあるところ・ないところあるのですが、この市役所に当たっては、全部の方に勤勉手当があります。ところが、勤勉だか勤勉でないか、勤勉で当たり前なのですが、全職員に勤勉手当がついているのでしょうか。

◎人事課長（福士 太郎） 今、勤勉手当のほうのお話がありました。こちらのほう、一般行政職再任用の短時間勤務の職員にも期末手当・勤勉手当のほうは支給となっております。

あとは非常勤、今、会計年度任用職員のお話かなと思います。前で言う臨時職員、パート職員というのが今、会計年度任用職員ということになっていまして、こちらのほうも、昨年度給与改定を踏まえまして、勤勉手当のほうの支給を開始することとしております。

◎26番（工藤 光志委員） この勤勉手当について、まずおかしいと思うわけです。本当に仕事をしない職員も中には見受けられる。真面目にきちんと仕事をしている人たちに、なぜそう仕事をしているのかと。いつもそう言われるから、だんだんとその課にいたくなくなる職員も中には

いると。さらには体調を崩して、長期休暇を取って、また復帰したときには人事課付の職員になって、そういうふうな形の、大いに見られるということ、私も目にしているし、そういう話を聞きました。

ですから、この勤勉手当というものを、どういう判断で勤勉手当を支給しているのか分からない。職員は勤勉で当たり前なのです。その辺のところを部長、どう思いますか。

◎人事課長（福士 太郎） ただいまのは、再任用職員にということではなくて、職員一般にということによろしいでしょうか。

勤勉手当につきましては、人事評価の中で評価の結果、SからA、B、C、Dとあるのですけれども、そういった勤務態度とか評価が悪かった職員は率のほうを下げる、または私欠であったり、そういった非違行為的なことがあった場合は支給の割合を下げるというような取扱いにはなっております。

◎26番（工藤 光志委員） その評価は誰がつけるのか。

◎人事課長（福士 太郎） 人事評価の評価者というのを設定してまして、各課の職員数等にもよるのですけれども、課長がつけて部長が調整というのが一般的になっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） これをもって、2款総務費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、3款民生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 74ページから89ページにかけての、3款民生費の決算について御説明申し上げます。

74ページを御覧願います。

1 項社会福祉費は、福祉総務課、障がい福祉課、生活福祉課、介護福祉課、国保年金課等に係る経費であり、予算現額191億8289万3000円に対して、支出済額が183億9122万3235円、翌年度繰越額は1億6128万4221円で、6億3038万5544円の不用額となっております。翌年度繰越額は、物価高騰緊急支援給付金給付事業及び生活支援臨時給付金給付事業などに係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

75ページを御覧願います。

1 目社会福祉総務費19節扶助費の3億5037万2187円は、物価高騰緊急支援給付金などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

77ページを御覧願います。

2 目心身障害者福祉費19節扶助費の2176万2639円は、自立支援医療扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

79ページを御覧願います。

3 目老人福祉費27節繰出金の1億4108万3230円は、介護保険特別会計の繰出金が見込みを下回ったことによるものであります。

80ページを御覧願います。

4 目社会福祉施設費14節工事請負費の1204万1163円は、弥生荘整備工事費に係る契約差額などによるものであります。

81ページを御覧願います。

6 目後期高齢者医療費12節委託料の2060万9487円は、後期高齢者健康診査業務委託料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

82ページを御覧願います。

2 項児童福祉費は、こども家庭課等に係る経費であり、予算現額139億2054万60円に対しまして、支出済額が134億1806万1326円、翌年度繰越額は455万4000円で、4億9792万4734円の不用額となっております。翌年度繰越額は、子ども・子

育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料に係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

83ページを御覧願います。

1 目児童福祉総務費24節積立金の6261万3671円は、子ども未来基金積立金の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

2 目児童運営費19節扶助費の3億2989万8401円は、児童手当費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

85ページを御覧願います。

4 目児童福祉施設費12節委託料の715万3764円は、弥生学園指定管理料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

86ページを御覧願います。

5 目児童健全育成費1節報酬の1964万8153円は、非常勤職員報酬の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

88ページを御覧願います。

3 項生活保護費は、生活福祉課に係る経費であり、予算現額70億5961万9000円に対しまして、支出済額が68億8304万79円で、1億7657万8921円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

89ページを御覧願います。

2 目扶助費19節扶助費の1億7010万3229円は、生活扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、3 款民生費の説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎8番（樋川 篤子委員） 78ページ、3 款1 項3 目、説明書は84ページになります。高齢者住宅福祉事業の緊急通報システム事業業務委託料につ

いて伺います。

説明書の84ページを見ますと、委託先が社会福祉法人と民間の二つあるのですね。新規設置台数というのが、民間のほうは24台なのですが、社会福祉法人のほうでゼロ台となっています。この違いが、なぜ違うのか教えてください。

◎介護福祉課長補佐（伴 英憲） 緊急通報システム事業は、独り暮らしの高齢者等が安全かつ安心した生活を送れることを目的に、平成2年度から開始しており、平成26年度からは民間事業者2社を追加し、現在の体制としております。

社会福祉協議会の新規設置数がゼロ台についてですが、社会福祉協議会と民間事業者の仕組みに若干違いがありまして、社会福祉協議会の場合、住民税非課税世帯のみを利用対象とし、本人負担額をゼロ円としておりますが、申込みの際、緊急時に駆けつけが可能な協力員3名以上の登録が必要とされております。

民間事業者の場合は所得制限はなく、駆けつけは24時間体制で、提携するタクシー業者が行うこととなっており、本人負担額は課税状況に応じて、月額ゼロ円から1,650円となっております。

このことから、利用申込みしやすい民間事業者を選ぶ方が多くなっているものと考えております。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。高齢者の独り暮らしなどということですが、これは家族の安心にもつながるいい事業だと思います。

私、これ、知らなくて、ケアマネから聞いたという方もいますし、月額1,650円高くてもということでしたら全然、使いたい人がたくさんいると思うので、ホームページで拝見しましたが、手続の流れとかもなかなか一人だと探にくいところもあると思うので、ケアマネによって違うのかもしれないですけども、市のほうの周知もお願い

します。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、75ページ、3款1項1目民生委員等活動支援事業の民生委員の活動費、協力員の補助というところの部分に関して質疑をさせていただきます。

まず最初に、民生委員・児童委員の活動費について、どの程度のものなのかお聞かせ願います。

◎福祉総務課長（秋田 美織） お答えいたします。

市では、民生委員・児童委員及び主任児童委員に対しまして、交通費やガソリン代、通信費、また県民生委員児童委員協議会等が開催する研修参加費に充てる活動費として、1人当たり年額6万7200円を交付しております。

県から市に対する市町村交付金単価は1人当たり5万6600円となっておりますが、これに市単独で1万600円の上乗せをしております。

全国民生委員児童委員連合会が発行いたしました活動実態調査2020報告書によりますと、全国の市区町村の63.3%が6万円台の活動費を交付しており、平均は5万6805円となっておりますが、市といたしましては、民生委員に期待される役割の増大や、対応を求められる住民の生活課題の複雑化・複合化を踏まえまして、今後も活動費の増額に努めてまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） そして、何やら民生委員・児童委員の皆さんが各種負担金として1万600円程度、自ら負担しているということを聞いたのですが、この辺についてはいかがでしょう。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 民生委員・児童委員に負担をしていただいている各種負担金につきましては、全国民生委員互助共励事業会費、全国民生委員児童委員連合会会費、県民生委員児童委員協議会会費、また市民生委員児童委員協議会会費がありまして、その合計額は1万600円とな

り、大きな負担であると認識しております。

近年、民生委員の担い手不足が深刻化しており、市独自の活動環境の改善策として、令和3年度からこれらの会費相当額の上乗せを実施したことにより、県から交付される5万6600円全額をそれぞれの活動費として充てていただくことができるようになったものです。

◎10番（成田 大介委員） 弘前では市で負担してくれているというような認識でいいかと思うのですが、充足率の話もありましたが、今現在の民生委員の充足率というものはどの程度かお聞かせください。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 弘前市の民生委員・児童委員の定数は、現在397名ですが、令和6年3月末現在369名が活動しており、欠員は28名、充足率は92.9%となっております。

令和4年12月の一斉改選時には、現員は358名でございましたが、欠員となっていた各町会において推薦をいただき、11名の欠員が解消されたものであります。

近年の担い手不足の原因として、定年後も仕事に従事する人が増えているほか、令和5年度に実施した各地区町会連合会との意見交換におきましては、民生委員は大変だというイメージが定着し、打診しても敬遠されるという実情を複数の地区で伺いました。

町会のみで民生委員の担い手を見つけることが難しくなっている現状を踏まえ、一步踏み込んだ対策として、潜在する候補者を町会に紹介することを想定した、自薦による民生委員候補者の掘り起こしについて、令和7年度から実施できるよう、現在、制度設計を進めているところでございます。

◎10番（成田 大介委員） これについては、毎年というかずっと、ある意味課題としてあるものだと思うのですが、今、やはり高齢者

という言葉がはばかれるほど、今の60代は当然、70代、80代と、非常に若い方もたくさんいますので、やはりそういう方たちが様々仕事をしながらとか、あるいは町内の役割を担いながら、二重、三重と役割をやっていって、負担になっているというような話も聞きます。

さらには、やはり後継者とといいますか、担い手不足というところも、かなり弘前に関しては解消もされてきているということですが、この辺しっかりと補助といいますか、支援というものをしっかりとしていただきたいと思います。

次に78ページ、3款1項3目、弘前圏域権利擁護支援事業、説明書83ページでございます。こちらについてお聞きします。

まず、委託業務の概要と実績をお聞かせください。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 弘前圏域8市町村では、令和2年度より共同で委託をしている弘前圏域権利擁護支援センターですが、こちらは主に成年後見制度の相談や制度の周知のほか、市民後見人の要請と活動支援等を実施しております。

相談業務につきましては、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に係る相談を、来所、電話、訪問などにより対応しております。

相談の件数は、いずれも延べ件数で、令和2年度が494件、令和3年度が854件、令和4年度が1,035件、令和5年度が1,255件と年々増加し、高齢者人口の推移を見ましても、今後もこの傾向は継続するものと見込んでおります。

制度の周知につきましては、住民向けや福祉事業者向け、また行政職員向けに年1回程度講座を開催し、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援や関連した制度について周知に努めております。

また、市民後見人の要請につきましては、2年

に一度行政研修を開催し、これまで計47名の方が修了し、令和5年度末現在、31名の市民後見人が活動しており、センターでは市民後見人が安心して適切に活動できるよう、職員が助言や同行等により支援をしております。

◎10番（成田 大介委員） 今の答弁の中で、非常に相談件数も増えていっているというところで、やはりこの相談件数、あるいは市民後見人の要請、あるいは支援、業務量が増加している中で、センターの相談体制の現状というのはどのようなになっているのでしょうか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） センターの設置当初は、常駐する常勤の相談員1名と出張相談等に対応する非常勤の相談員1名の2名体制でしたが、市民後見人の受任件数の増加に伴い、その活動のサポートに当たる業務が増加してきたことから、令和4年度から非常勤相談員1名を増員し、現在では、社会福祉士等の有資格者3名による体制としております。

◎10番（成田 大介委員） 以前、場所の件で、ちょっと私が質問したこともあったような気はするのですが、非常にちょっと手狭な環境の中で、大変ではないかなと思っております。

今の現状を聞いても、やはり体制不足というものが何となく見られると思うのですが、今後の見通しといいますか、課題といいますか、そういうものは何かございますでしょうか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 本年8月末までの実績と過去3か年の増加率を踏まえたと、引き続き相談件数が増加すると見込んでおります。

そこで、令和7年度におきましても、常駐する職員を増やすことは、場所の都合上できないものですから、外勤する非常勤職員を増員して、高齢化の進行による制度利用のニーズにしっかり答えられるよう、体制強化を図る必要があると考えております。

◎10番（成田 大介委員） これは最後に意見要望で、やはり当市に限らず全国で高齢化が進んで、核家族化も進行していつているのではないかなと思っております。さらに今、認知症、あるいは判断能力が十分ではない高齢者、あるいは親が高齢化する障がい者の方々が、今後どんどん増えていくのではないかなと考えております。

そうした中で、やはり本人の権利を守り、最後までしっかりと自分らしく生きるための権利擁護支援、とりわけ成年後見制度の重要性は高く、今後も維持・強化していく必要があると私は考えております。

広域で実施している事業ですが、そうした方たちが住みやすいまちであり続けるために、弘前市として、相談体制の維持に係る人権費、相談場所なども併せて、必要な体制の確保に努めていていただきたいなと思います。あわせて、場所の確保はなかなか大変かと思いますが、それも併せてよろしくお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明19日、引き続き3款民生費から審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認め、明19日、引き続き3款民生費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明19日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時50分 散会〕

委員長 佐藤 哲

副委員長 外崎 勝 康